

資 料 編

多賀城市地域防災計画・資料一覧

I	総則関係資料	
	・多賀城市防災会議条例	1
	: 多賀城市防災会議委員名簿	3
	・多賀城市災害対策本部条例	4
	・多賀城市災害対策本部等の活動体制区分	6
II	災害予防対策関係資料	
	・都市の防災機能の強化における都市計画道路の整備路線	7
	・土砂災害警戒区域等指定箇所	8
	・多賀城市内の危険物施設数	9
	・防災拠点（現地班詰所）位置図	10
	・防災組織現地班詰所等防災用品備付基準	11
	・気象庁震度階級関連解説表	12
	・防災気象情報等伝達要領	18
	・協定、覚書等関係	
	: 多賀城市における災害時の相互応援協定等の締結状況	21
	・宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図	26
	・宮城県沿岸排出油等防除協議会会員名簿	27
	・病院等一覧表	29
	・要配慮者利用施設等一覧表	32
	: 要配慮者利用施設等位置図	38
	・土砂災害防止法第8条第1項第4号に該当する要配慮者利用施設	39
	・大規模災害に伴う交通規制実施要領	40
	・ヘリコプター関係	
	: 防災ヘリコプター用「飛行場離着陸場」設置基準	53
	: 臨時ヘリポートの運用上の留意事項	55
	: 宮城県飛行場外離着陸場等一覧表（塩釜地域）	56
	・指定避難場所等	58
	・非常食・生活用品の備蓄備付基準	62
	・防災用資機材備付基準	66
	・一般社団法人宮城県LPガス協会連絡先（近隣）	67
	・ごみ処理施設の整備状況（近隣）	68
	・一般廃棄物収集運搬業者一覧	69
	・粗大ごみ処理施設の整備状況	70
	・し尿処理施設の整備状況（近隣）	71
	・「災害時要援護者支援制度の対象者」とする人	72
	・多賀城市福祉避難所協定締結一覧	73
III	災害応急対策関係資料	
	・情報処理表	77

・市町村被害状況報告要領	78
・自衛隊関係	
：自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	81
：自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	82
：陸上自衛隊災害派遣可能装備品	83
・避難者名簿	84
・避難者掌握用紙	85
・時刻別避難者数総括用紙	86
・火葬場施設一覧	87
：災害対策基本法の規定による公用令書 （従事・協力、物資保管、管理・使用・収用、変更、取消）	88
：大規模地震対策特別措置法の規定による公用令書 （協力、物資保管、使用・収用、変更、取消）	91
IV 災害復旧・復興対策関係資料	
・災害援護資金の貸付け	94
・生活福祉資金貸付限度額	95
・最低生活費の体系	97
・激甚災害指定の流れ	98
：激甚災害指定基準（本激）	98
：局地激甚災害指定基準	102
・多賀城市罹災証明等取扱要領	103

多賀城市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、多賀城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成8年条例8号・12年1号〕）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 多賀城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて多賀城市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- （一部改正〔平成8年条例8号・24年30号〕）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
 - 3 会長は、会務を統理する。
 - 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関（以下「関係指定地方行政機関」という。）の職員
 - (2) 宮城県の知事の部内の職員
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の署長
 - (4) 塩釜地区消防事務組合消防長
 - (5) 市の区域において業務を行う指定公共機関（以下「関係指定公共機関」という。）又は指定地方公共機関（以下「関係指定地方公共機関」という。）の職員
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市長の部内の職員
 - (8) 市の消防団長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) 前各号に掲げる者を除くほか、市長が特に必要と認めた者
 - 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
 - 7 第5項第1号から第5号まで、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 前項の委員は、再任されることができる。
- （一部改正〔平成8年条例8号・24年30号〕）

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員又は識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- （一部改正〔平成8年条例8号〕）

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

資料編

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(一部改正〔平成8年条例8号〕)

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。
(一部改正〔平成8年条例8号〕)

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月5日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に在任する改正前の多賀城市防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱され、又は任命された防災会議の委員は、この条例による改正後の多賀城市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項の規定により委嘱され、又は任命された防災会議の委員とみなす。この場合において、新条例第3条第7項の規定により新たに任期を有することとなった委員の任期は、平成10年3月31日までとする。

附 則 (平成12年3月2日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 略
- 3 この条例の第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条及び第16条の改正規定による罰則の適用については、この条例の施行の日以後に適用し、施行前にした行為に対する罰則の適用については、この条例の施行の日以後に適用し、施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

多賀城市防災会議委員名簿

令和4年6月30日現在

NO	委員の区分	団 体 名	職 名
1	第1号	宮城海上保安部	部長
2	第1号	国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所	所長
3	第2号	宮城県仙台地方振興事務所	副所長
4	第2号	宮城県仙台保健福祉事務所	所長
5	第2号	宮城県仙台土木事務所	所長
6	第2号	宮城県仙台塩釜港湾事務所	所長
7	第3号	宮城県塩釜警察署	署長
8	第4号	塩釜地区消防事務組合消防本部	消防長
9	第5号	日本郵便株式会社塩釜郵便局	局長
10	第5号	東日本電信電話株式会社 宮城事業部宮城支店	設備部長
11	第5号	東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター	所長
12	第5号	仙台市ガス局	供給部長
13	第5号	公益社団法人宮城県塩釜医師会	会長
14	第5号	東日本旅客鉄道株式会社多賀城駅	駅長
15	第6号	多賀城市教育委員会	教育長
16	第7号	多賀城市副市長	
17	第7号	多賀城市総務部長	
18	第7号	多賀城市企画経営部長	
19	第7号	多賀城市保健福祉部長	
20	第7号	多賀城市都市産業部長	
21	第7号	多賀城市上下水道部長	
22	第7号	多賀城市教育委員会事務局教育部長	
23	第8号	多賀城市消防団	団長
24	第9号	東北大学災害科学国際研究所	准教授
25	第9号	多賀城市工場地帯連絡協議会	会長
26	第10号	陸上自衛隊第22即応機動連隊	連隊長
27	第10号	多賀城市婦人防火クラブ連合会	会長
28	第10号	多賀城市婦人会連合会	会長
29	第10号	多賀城市町内会長連絡協議会	会長

※会長（多賀城市長）を除く。

多賀城市災害対策本部条例

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、多賀城市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 17 年条例 15 号・24 年 30 号・26 年 20 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第 23 条の 2 第 4 項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条第 2 項の事務
(追加〔平成 26 年条例 20 号〕)

(職務)

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(一部改正〔平成 17 年条例 15 号〕)

(部等の設置)

第 4 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部その他の下部組織を置くことができる。

2 部その他の下部組織に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

(一部改正〔平成 17 年条例 15 号〕)

(現地災害対策本部)

第 5 条 災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項の規定による現地災害対策本部(以下「現地災害対策本部」という。)に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(追加〔平成 17 年条例 15 号・26 年 20 号〕)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 17 年条例 15 号・26 年 20 号〕)

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 21 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 19 日条例第 30 号)

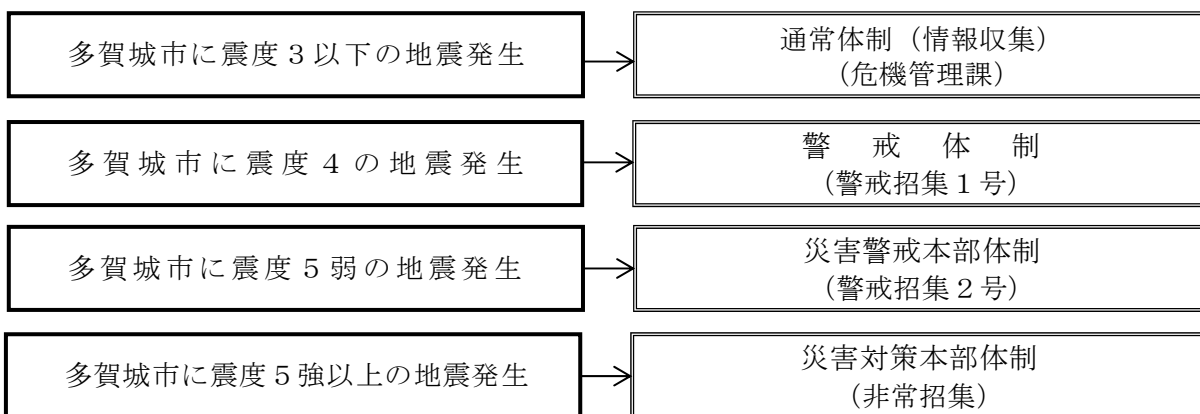
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 17 日条例第 20 号)

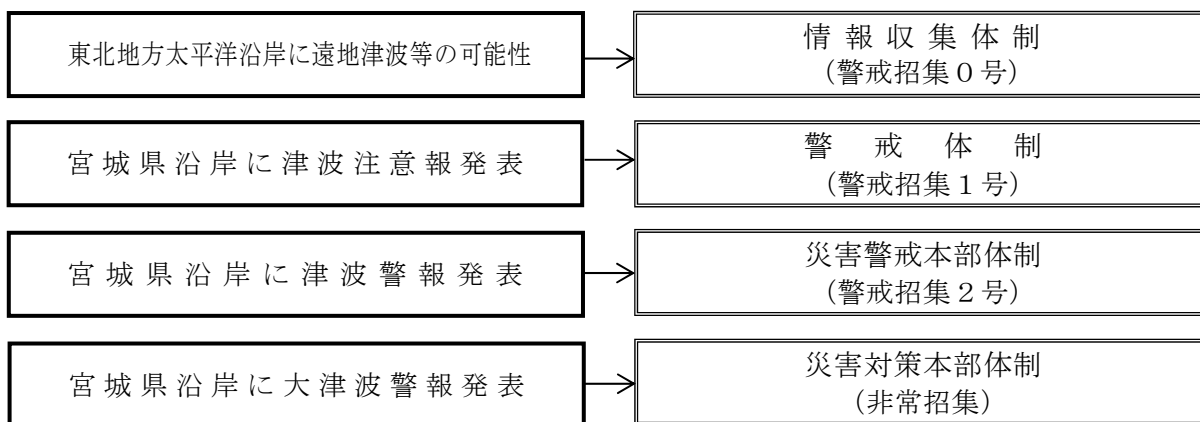
この条例は、公布の日から施行する。

多賀城市災害対策本部等の活動体制区分

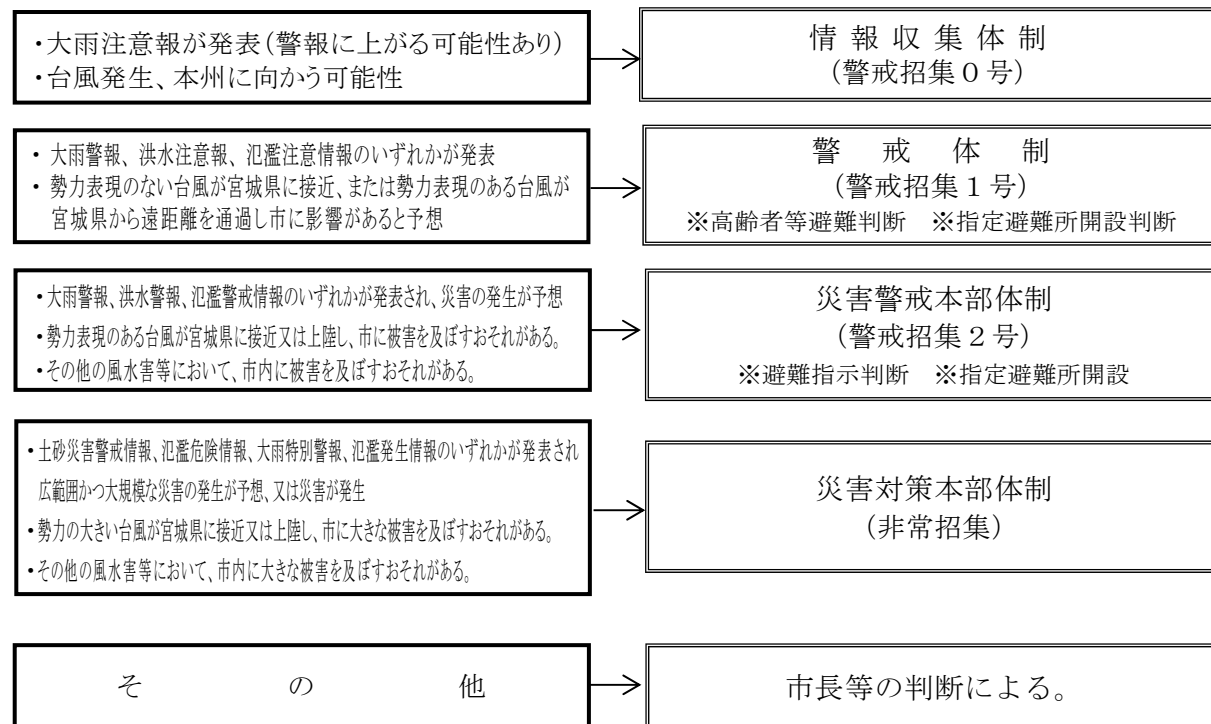
地震



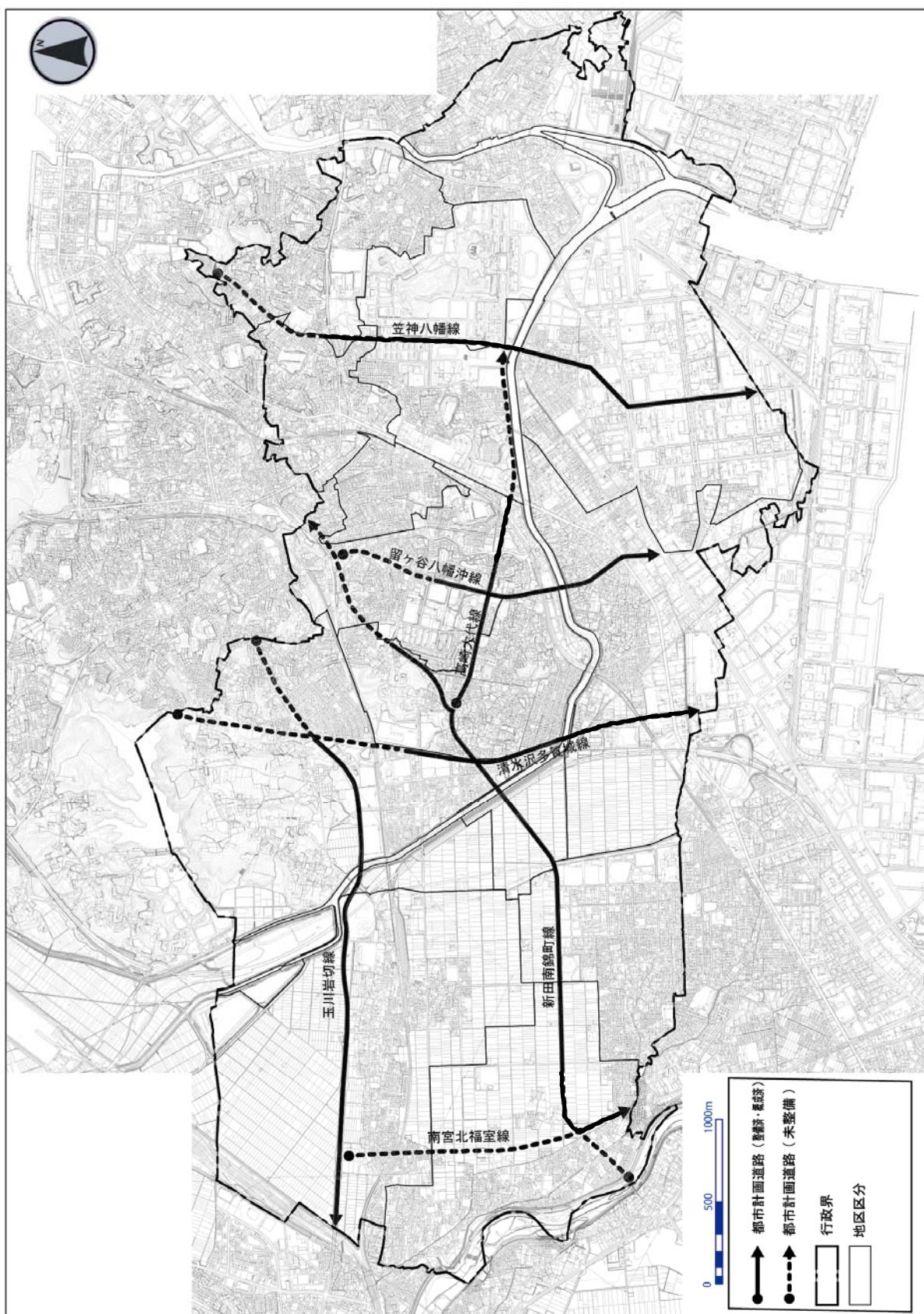
津波



風水害等



都市の防災機能の強化における都市計画道路の整備路線



土砂災害警戒区域等指定箇所

令和3年7月27日現在

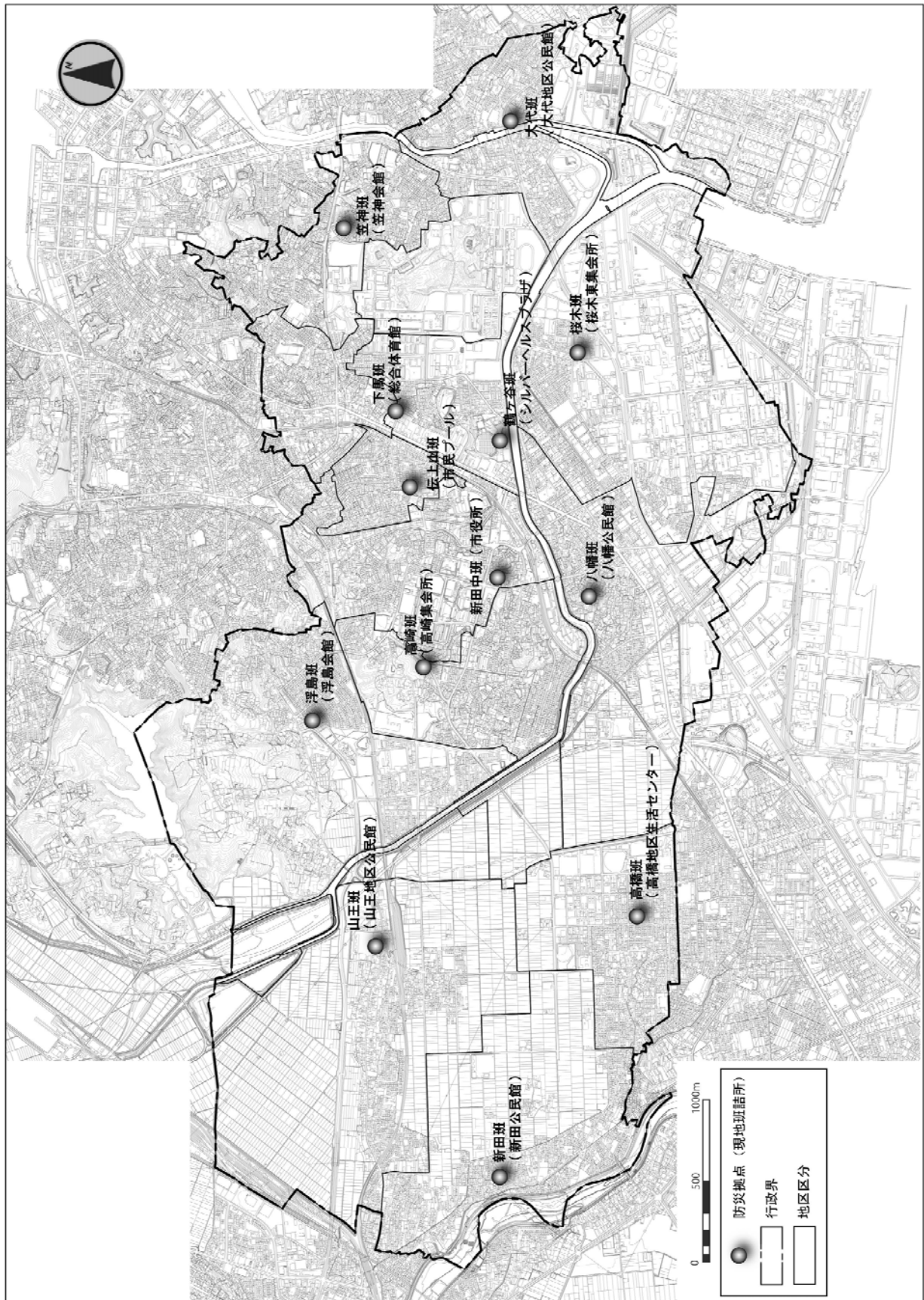
自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	1-自-0391	新富町の1	塩竈市新富町、花立町、多賀城市笠神一丁目	平成27年5月15日	第540号
急傾斜地の崩壊	1-自-0417	台山	多賀城市下馬三丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-0418	台山の2	多賀城市下馬三丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-0420	伝上山三丁目	多賀城市伝上山三丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-自-0421	松橋1	多賀城市伝上山一丁目、中央三丁目	平成26年1月14日	第20号
急傾斜地の崩壊	1-自-0422	留ヶ谷	多賀城市留ヶ谷一丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-自-1211	笠神一丁目の1	塩竈市牛生町、舟入二丁目、多賀城市笠神一丁目	平成27年5月15日	第540号
急傾斜地の崩壊	1-自-1216	笠神一丁目の2	多賀城市笠神一丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-自-1217	台山の3	多賀城市下馬三丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-1409	牛生町	塩竈市牛生町、多賀城市笠神一丁目	平成27年5月15日	第540号
急傾斜地の崩壊	1-自-1410	笠神一丁目の3	多賀城市笠神一丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-1411	笠神一丁目の4	多賀城市笠神一丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-1412	笠神一丁目の5	多賀城市笠神一丁目	平成30年1月30日	第89号
急傾斜地の崩壊	1-自-1413	笠神五丁目	多賀城市笠神五丁目	平成30年1月30日	第90号
急傾斜地の崩壊	1-自-1414	伝上山	多賀城市伝上山一丁目	平成26年1月14日	第20号
急傾斜地の崩壊	1-自-1417	芦畔町の3	塩竈市芦畔町、多賀城市笠神四丁目	平成27年5月15日	第540号
急傾斜地の崩壊	1-自-1418	鶴ヶ谷の1	多賀城市鶴ヶ谷二丁目	平成26年1月14日	第20号
急傾斜地の崩壊	1-自-1419	鶴ヶ谷の2	多賀城市鶴ヶ谷一丁目	平成26年1月14日	第20号
急傾斜地の崩壊	1-人-0324	松橋2	多賀城市伝上山一丁目	平成28年3月18日	第274号
急傾斜地の崩壊	1-人-0492	笠神一丁目	多賀城市笠神一丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-人-0493	笠神二丁目	多賀城市笠神二丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-人-0494	浮島	多賀城市浮島二丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-人-0495	留ヶ谷	多賀城市留ヶ谷一丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	1-人-0496	鶴ヶ谷	多賀城市鶴ヶ谷二丁目	平成26年1月14日	第20号
急傾斜地の崩壊	1-人-0497	中央	多賀城市中央二丁目	平成31年1月29日	第82号
急傾斜地の崩壊	2-人-0050	笠神一丁目の2	多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町	平成27年5月15日	第540号
急傾斜地の崩壊	2-人-0051	笠神五丁目	多賀城市笠神五丁目	平成31年1月29日	第82号

多賀城市内の危険物施設数

製造所等別		危険物施設数
製造所		—
貯蔵所	屋内貯蔵所	12
	屋外タンク貯蔵所	25
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	30
	簡易タンク貯蔵所	—
	移動タンク貯蔵所	228
	屋外貯蔵所	5
	計	301
取扱所	給油取扱所	24
	販売取扱所	—
	移送取扱所	—
	一般取扱所	34
	計	58
合計		359

(令和4年9月30日現在)

防災拠点（現地班詰所）位置図



防災組織現地班詰所等防災用品備付基準

【詰所分】

令和4年9月30日現在

品名	笠神会館	大代地区公民館	八幡公民館	桜木東集会所	高崎集会所	市役所(6階)	市民プール	シルバーヘルスプラザ	総合体育館	新田公民館	山王地区公民館	高橋地区生活センター	浮島会館	合計
収納庫	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	13式
担架	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	13台
救急箱	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	13セット
ライト	3個	4個	4個	4個	4個	3個	3個	3個	4個	3個	3個	4個	3個	45個
キャンド	1個	1個	1個	2個	1個	1個	1個	1個	2個	1個	1個	1個	1個	15個
ハンドマイク	2個	3個	3個	3個	3個	3個	2個	2個	2個	2個	2個	3個	2個	32個
ヘルメット	9個	11個	11個	11個	11個	11個	9個	9個	11個	9個	9個	11個	9個	131個
トランシーバー	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	3機	39機
無線機(携帯型)	3個	4個	4個	4個	4個	4個	3個	3個	4個	3個	3個	4個	3個	46個
無線機(半固定)	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	13台
誘導棒	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	3本	39本
発電機	1台	1台	1台	1台	1台	-	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	12台
ラジオ	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	3台	39台
避難所運営マニュアル	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	13セット

【救命ボート】

消防団第1分団	1艘
消防団第2分団	1艘
消防団第3分団	1艘
消防団第4分団	1艘
消防団第5分団	1艘
消防団第6分団	1艘
消防団第7分団	1艘
消防団第8分団	1艘
市役所防災備蓄倉庫	1艘
多賀城消防署	2艘
計	11艘

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この表資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）の状況		鉄筋コンクリート造建物の状況		地盤の状況	斜面等の状況
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。							
2.5	3	屋内にいる人がほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てる。	電線が少し揺れる。						
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人が揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を見ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類には音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している人が気づく。						

資料編

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）の状況		鉄筋コンクリート造建物の状況		地盤の状況	斜面等の状況
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
4.5 5.0	5弱	大半の人が、大恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、食器棚、書類、本などが落ちる。座り物の悪い置物が倒れ、固定家具が移動しやすくなり、不安なことがある。	まれに窓ガラスが割れることがある。電柱が道路に倒れることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崩れが生じることがある。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）の状況		鉄筋コンクリート造建物の状況		地盤の状況	斜面等の状況
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
5.5	5強	大半の人が、つかまらな歩くと、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚、テレビなどが落ちる。固定している家具が倒れる。	窓ガラスが割れ、落ちて強い音がする。自動車の運転が困難となる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂や液生じがある。	石や崩れが生じることがある。	
	6弱	立っていることが困難になる。	固定している家具が移動し、倒れるものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	
	6.5	立っていることができず、動かない。	固定している家具のほとんどが移動し、倒れるものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀などが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものや、傾倒するものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地生じがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

資料編

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）の状況		鉄筋コンクリート造建物の状況		地盤の状況	斜面等の状況
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
	7	揺れにほんろ うされ、動く こともでき ず、飛ばされ ることもあ る。	固定していな い家具のほと んどが移動し たり倒れたり し、飛ぶこと もある。	壁のタイルや 窓ガラスが破 損、落下する 建物がさらに 強さされている ブロックの破 損がある。	壁などのひ び割れ・亀 裂が多くな る。まれに傾く ことがある。	傾くものや、 倒れるものが さらに多くな る。	壁、梁（は り）、柱など の部材に、ひ び割れ・亀裂 がさらに多く なる。1階ある いは中間階が 変形し、まれ に傾くものが ある。	壁、梁（は り）、柱など の部材に、斜 めやX状のひ び割れ・亀裂 が多くなる。 1階あるいは 中間階の柱が 崩れ、倒れる ものが多くな る。	大きな地生 割れがある。	がけ崩れ が多発 し、大規 模な地す べりや山 体の崩壊 が発生す ることが ある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動* による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(宮城県地域防災計画より転記)

防 災 気 象 情 報 等 伝 達 要 領

1 趣 旨

この要領は、気象業務法（昭和27年法律165号）第15条第2項の規定、宮城県 地域防災計画（昭和38年7月10日策定）及び宮城県水防計画に基づき、防災気象情報等の伝達が、迅速かつ的確に行われるようその方法を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) この要領において「防災気象情報等」とは、仙台管区気象台の発表する防災気象情報（特別警報、警報、注意報、予報及び情報）及び河川管理者の発表する水防警報をいう。
- (2) この要領において「伝達責任者」とは、本庁関係課及び関係地方機関において配置する防災気象情報等の収集・伝達を行う担当職員をいう。

3 伝達の方法及び伝達先

- (1) 伝達は、原則として宮城県総合防災情報システムにより行うものとし、4の防災気象情報等の種類に応じ、次の方法で行うものとする。
 - イ 防災行政無線による一斉ファクシミリ送信
 - ロ 一般公衆回線によるファクシミリ送信
 - ハ PC端末向け電子メール
 - ニ 防災用携帯電話向け電子メール
- (2) 伝達方法及び伝達先の区分は、別記1のとおりとする。

4 伝達する防災気象情報等

伝達する防災気象情報等の種類は、次のとおりとする。

伝達先	伝達する防災気象情報等の種類
市 町 村 消防本部(局)	(特別警報) 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、 大雪特別警報、大津波特別警報、大津波警報解除、噴火警報(居住地域)、 緊急地震速報(震度6弱以上に限る。) (警報) 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、大雪警報、暴風警報、 暴風雪警報、噴火警報(火口周辺) (注意報) 大雨注意報、洪水注意報、津波注意報、津波注意報解除、霜注意報 (予報・情報等) 震度情報(震度4以上に限る。)土砂災害警戒情報、水防警報、洪水予報、 記録的短時間大雨情報、噴火予報、竜巻注意情報、火災気象通報及びその他気象情報
本庁関係課 関係地方機関	別記2の防災気象情報等
伝達責任者	別記3の防災気象情報等

注1 高潮特別警報、波浪特別警報、大津波警報、大津波警報解除、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、高潮注意報、津波注意報及び津波注意報解除については、沿岸関係市町村、消防本部、本庁関係課及び関係地方機関に対して伝達するものとする。

注2 水防警報は、宮城県水防計画に基づき伝達ルートを補完するために伝達するものとし、その伝達先は、別記5のとおりとする。

(宮城県地域防災計画より転記)

5 情報提供

危機対策課は、防災対策上必要と考えられる情報（降水予想図、降水量調、台風情報、地震情報等をいう。）を、積極的に提供するものとする。

なお、降水量・地震情報等は、宮城県総合防災情報システムから検索することができる。

6 受信の確認方法

(1) 危機対策課は、防災気象情報等を伝達した場合には、受信の確認を行うものとし、確認できなかったときには、一般公衆回線によりファクシミリを再送し、又は電話により再度、受信確認を行うものとする。ただし、3の(1)のハによる伝達の場合には、受信確認を行わないものとする。

(2) (1)の受信確認の連絡先は、本庁関係課及び関係地方機関にあつては別記2、伝達責任者にあつては別記3に、市町村及び消防本部（局）にあつては別記4によるものとする。

7 伝達責任者等の変更

本庁関係課、関係地方機関及び伝達責任者は、別記2から別記4までの連絡先等内容に変更が生じた場合には、速やかに危機対策課に報告するものとし、伝達される防災気象情報等の種類に変更の必要が生じた場合には、危機対策課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

(宮城県地域防災計画より転記)

別記 1

防災気象情報等 伝達先及び伝達方法一覧

伝達方法	伝達先	防災気象情報等						
		各種気象 注意報	各種気象 警報	水防警報	震度情報	洪水予報	気象情報等	防災関連 伝達事項
防災行政無線ブロードキャスト	関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
一般公衆回線ブロードキャスト	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
電子メール	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	○	○		○	○	○	
防災携帯電話あて	伝達責任者	◎	◎		◎			◎

- (注1)「◎」は、伝達する防災気象情報等で受信確認を行うもの。「○」は、情報提供であり、受信確認を行わないもの。
- (注2) 関係地方機関及び市町村・消防本部(局)については、防災行政無線による一斉送信後、受信確認が行われなかった場合に限り一般公衆回線ブロードキャストにより防災気象情報等を伝達するもの。
- (注3) 震度情報については、宮城県において「震度4以上」が観測された場合にのみ伝達する。
- (注4) 本庁関係課に伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各課が選定した情報を伝達する。
- (注5) 防災携帯電話あてに伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各伝達責任者が選定した情報を伝達する。

多賀城市における災害時の相互応援協定等の締結状況

1 市町村相互応援協定

令和4年9月30日現在

No.	協定の名称	協定締結先	締結年月日
1	全国史跡整備市町村協議会	函館市他544市町村	H24. 10. 17
2	宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	H 7. 11. 14
3	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定	全国あやめサミット連絡協議会 構成自治体 北海道：長万部町、厚岸町 山形県：長井市 福島県：鏡石町、会津美里町 新潟県：新発田市 茨城県：潮来市 千葉県：佐倉市、香取市 山梨県：南アルプス市 静岡県：伊豆の国市 滋賀県：野洲市	H12. 4. 26 (H. 25. 6. 20現在)
4	災害時における宮城県市町村相互応援協定	宮城県、宮城県内の全市町村 (宮城県知事、宮城県市長会長、宮城県町村会長)	H16. 7. 26
5	災害時における友好都市相互応援に関する協定	山形県天童市	H20. 10. 1
6	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 (幹事団体は輪番に基づき選任)	第1ブロック 室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市	H23. 7. 12
7	災害時相互応援に関する協定 (H22. 2. 6友好都市提携の協定書に基づき災害時相互応援の協定締結)	奈良県奈良市	H24. 3. 16
8	災害時相互応援に関する協定 (H17. 11. 21友好都市提携の協定書に基づき災害時相互応援の協定締結)	福岡県太宰府市	H24. 4. 23
9	災害時相互応援に関する協定書	東京都国分寺市	H24. 8. 24
10	災害時相互応援に関する協定書	新潟県村上市	H24. 10. 10
11	災害時相互応援に関する協定書	秋田県由利本荘市	H24. 10. 24
12	災害時相互応援に関する協定書	秋田県男鹿市	H25. 5. 16
13	災害時相互応援に関する協定書	山形県酒田市	H25. 6. 25
14	災害時相互応援に関する協定書	栃木県壬生町	H25. 12. 25
15	災害時相互応援に関する協定書	茨城県石岡市	H26. 12. 25
16	災害時相互応援に関する協定書	大分県宇佐市	R2. 6. 25
17	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	北海道・東北ブロック 北海道室蘭市・名寄市・登別市、青森県青森市・むつ市、宮城県白石市、秋田県横手市、山形県山形市・鶴岡市・南陽市	R2. 12. 22

計17件

2 物資協定

No.	協定の名称	協定締結先	締結年月日
1	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（宮城「館」懇談会）	みやぎ生活協同組合	H 9. 1. 24
2	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書（宮城「館」懇談会）	宮城県石油商業協同組合 塩釜支部、黒川支部	H10. 11. 4
3	災害時における支援協力に関する協定 （一時避難場所も兼ねる）	イオン多賀城店 ※H20. 8. 21からイオンリテール(株)に 承継	H18. 7. 20
4	災害時における支援協力に関する協定	株式会社カワチ薬品	H20. 9. 29
5	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ツルハ	
6	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ヤマザワ	
7	災害時における支援協力に関する協定	株式会社やまや	
8	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ヨークベニマル	
9	災害時における支援協力に関する協定	理研食品株式会社	
10	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定	ホームック株式会社	
11	災害時における支援協力に関する協定 及び災害時における被災者に対する防災 活動協力に関する協定 （一時避難場所も兼ねる）	ザ・ビッグ多賀城鶴ヶ谷店	H21. 3. 27
12	災害時における支援協力に関する協定	レンタルのニッケン仙台営業所	
13	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ふとんの中野	
14	災害時における支援協力に関する協定	株式会社アペックス	H23. 8. 26
15	災害時における支援協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H24. 3. 14
16	災害時における清涼飲料水に関する協定	仙台コカ・コーラボトリング株式会 社	H25. 7. 30
17	災害時における支援協力に関する協定	くろしおLPガス協議会 宮城県LPガス協会	H28. 3. 16
18	災害時における支援協力に関する協定	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	H28. 6. 7
19	災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ株式会社仙台工場	R2. 7. 30
20	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社東北支社	R3. 9. 1

計 20件

3 一時避難場所

令和4年9月30日現在

No.	協定の名称	協定締結先	締結年月日
1	災害時における支援協力に関する協定	イオン多賀城店 ※H20.8.21からイオンリテール(株)に承継	H18. 7. 20
2	災害時における支援協力に関する協定	小野屋ホテル	H20. 7. 28
3	災害時における支援協力に関する協定	株式会社城港観光 (ホテルキャッスルプラザ多賀城)	
4	みやぎ生協大代店屋上の一時使用に関する確認書	みやぎ生活協同組合	
5	災害時における支援協力に関する協定	カーネギー多賀城管理組合	
6	災害時における支援協力に関する協定	ユートピアレジデンス多賀城Ⅱ管理組合	H20. 9. 29
7	災害時における支援協力に関する協定	MAC多賀城コート管理組合	
8	災害時における避難所使用に関する覚書	宮城県貞山高等学校	H21. 2. 26
9	みやぎ生協高砂店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	みやぎ生活協同組合	H21. 3. 27
10	災害時における支援協力に関する協定	ザ・ビッグ多賀城鶴ヶ谷店	
11	災害時における支援協力に関する協定	株式会社斎藤工務店 (明月ビル)	H24. 3. 22
12	災害時における支援協力に関する協定	有限会社加藤鉄工所 (サンライズ加藤)	
13	災害時における支援協力に関する協定	株式会社合田観光商事 (パチンコひまわり多賀城店)	
14	災害時における支援協力に関する協定	株式会社福峰 (ゆ処悠々・サンホテル)	
15	災害時における支援協力に関する協定	ルートインジャパン株式会社 (ホテルルートイン仙台多賀城)	
16	災害時における支援協力に関する協定	株式会社恒成商事 (スーパー銭湯極楽湯多賀城店)	
17	災害時における支援協力に関する協定	有限会社シン・プランニング (共和電業)	
18	災害時における施設使用及び学生ボランティア活動の支援協力に関する協定	東北学院大学	H24. 7. 4
19	災害時における支援協力に関する協定	国土交通省東北地方整備局 東北技術事務所	H25. 8. 29
20	災害時における支援協力に関する協定	国土交通省東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所	
21	災害時における支援協力に関する協定	ロングライフ多賀城	H26. 3. 28
22	災害時における支援協力に関する協定	癒志の里	
23	災害時における支援協力に関する協定	ライフプラザ多賀城	
24	災害時における支援協力に関する協定	サンデュエル多賀城公園	
25	災害時における支援協力に関する協定	ポリテクセンター宮城	H27. 11. 6
26	災害時における支援協力に関する協定	多賀城駅北ビルA棟	H29. 3. 17
27	災害時における支援協力に関する協定	ピーコムライフ桜木	H30. 3. 20
28	災害時における支援協力に関する協定	多賀城駅北ビルB棟	H30. 5. 18
29	災害時における支援協力に関する協定	株式会社アドヴァンス(就労支援事業所「ゆい」)	R3. 6. 2
			計 29件

No.	区 分	協定の名称	協定締結先	締結年月日
1		消防相互応援協定	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、松島市、七ヶ浜市、利府町（旧泉市、宮城町、秋保町）、塩釜地区消防事務組合	S48. 3. 1
2		宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書	塩釜地区消防事務組合 塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町	H 4. 4. 1
3	郵政事業	災害時における塩竈市、多賀城市及び七ヶ浜町と塩竈市内郵便局、多賀城市内郵便局及び七ヶ浜町内郵便局間の協力に関する覚書（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）	塩竈市内郵便局代表 塩竈郵便局長 多賀城市内郵便局代表 多賀城郵便局長 七ヶ浜町内郵便局代表 吉田浜郵便局長	H10. 2. 19 ※ H19. 10. 1 から郵便事業 (株)塩釜支店に 承継
4	応急復旧の応援協力	災害時における応援協力に関する協定	多賀城市建設災害防止協議会	H13. 7. 11
5	医療救護活動	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人宮城県塩釜医師会	H18. 3. 29
6	水道施設復旧等の応援	災害時における水道施設復旧等の応援に関する協定	多賀城市管工事業協同組合	H19. 6. 13
7	電力設備の災害復旧	電力設備災害復旧に関する協定	東北電力株式会社塩釜営業所 (塩釜地区2市3町)	H20. 3. 27
8	災害時における支援	災害時におけるLPガス供給復旧及び支援協力に関する協定	社団法人全国エルピーガス卸売協会宮城支部	H20. 12. 3
9	入浴施設等の支援協力	災害時における入浴施設の使用に関する協定	株式会社恒成商事 (極楽湯多賀城店)	H21. 9. 3
10	入浴施設等の支援協力	災害時における入浴施設の使用に関する協定	ゆ処悠々	
11	入浴施設等の支援協力	災害時における入浴施設の使用に関する協定	有限会社跡辺工業	
12	情報交換	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H21. 10. 29
13	防災行政無線の運用	防災行政無線の設置及び運用に関する覚書	塩釜地区消防事務組合	H24. 4. 1
14	施設使用及び学生ボランティア支援	災害時における支援協力に関する協定	東北学院大学 (多賀城キャンパス)	H24. 7. 4
15	校庭の車両避難利用	災害時における多賀城高等学校校庭の車両避難場所としての利用等に係る覚書	宮城県多賀城高等学校	H25. 12. 19
16	施設提供	大災害時における施設提供に関する協定	宮城県塩釜警察署	H26. 3. 13
17	物資の輸送	災害時の物資の輸送協力に関する協定	宮城県トラック協会 塩釜支部	H26. 5. 15

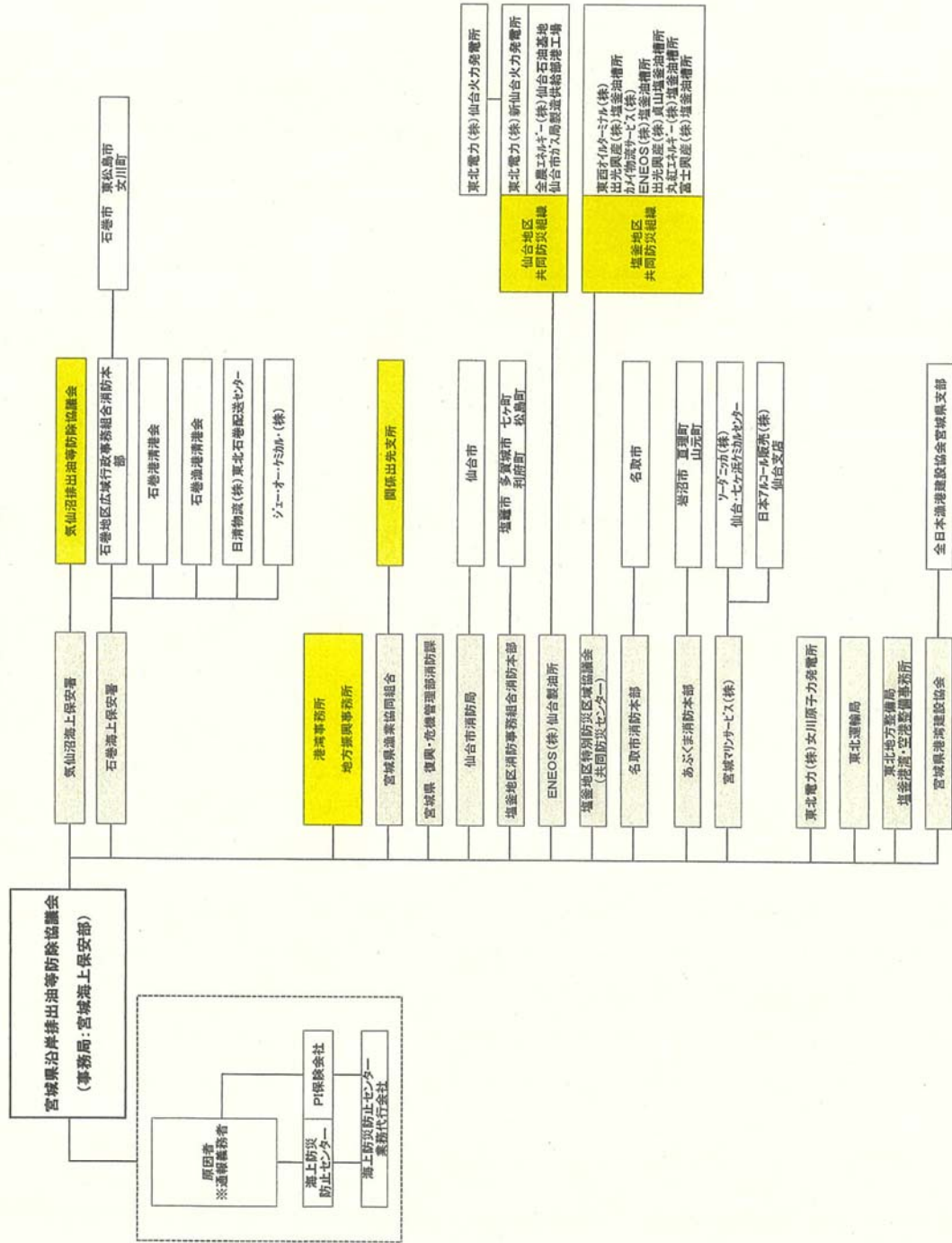
No.	区 分	協定の名称	協定締結先	締結年月日
18	災害時における支援	災害時における支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会宮城県多賀城支部	H26. 7. 17
19	下水道施設復旧等の応援	下水道施設等の災害時応援に関する協定	株式会社日立製作所東北支社	H27. 4. 20
20	災害時における支援	災害時支援に関する協定	多賀城工場地帯連絡協議会	H27. 8. 19
21	水道施設復旧等の応援	水道施設等の災害時応援に関する協定	株式会社日立製作所東北支社	H27. 9. 1
22	災害時における応援	災害時応援に関する協定	株式会社宅配	H28. 1. 5
23	災害時における応援	災害時応援に関する協定	株式会社豊国エンジニアリング等14社	H28. 2. 23
24	災害時における支援	多賀城市と日本郵便株式会社多賀城市内郵便局及び塩釜郵便局との包括連携協定	多賀城郵便局、塩釜郵便局	H29. 3. 29
25	災害時における支援	災害時における施設提供に関する覚書	塩釜地区消防事務組合	H29. 4. 27
26	災害時における支援	災害時公衆電話（特設公衆電話）の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H29. 11. 30
27	災害時における支援	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定	石巻市	H29. 12. 1

計 27件

宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図

(宮城県地域防災計画より転記)

宮城県沿岸排出油等防除協議会 連絡系統図



※1 情報入手後、事務局がFAXにて一斉送信し、情報共有を図る。FAXに合せ電話連絡による情報共有も行う。
 ※2 電話連絡の際、連絡先が不通であれば、次の連絡先に電話連絡する。

宮城県沿岸排出油等防除協議会会員名簿

令和5年2月現在

区分	機関、団体又は企業名	担当者(委員)職名等	所在地
関係行政機関	東北運輸局(総務部)	安全防災・危機管理調整官	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
関係行政機関	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	総務課長	〒985-0843 多賀城市明月1-4-6
関係行政機関	宮城海上保安部	警備救難課長	〒985-0011 塩釜市貞山通3-4-1
関係地方公共団体	宮城県(復興・危機管理部消防課)	復興・危機管理部消防課長	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
関係地方公共団体	仙台市(危機管理局危機管理課)	危機管理局危機管理課長	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
関係地方公共団体	石巻市(生活環境部環境課)	生活環境部環境課長	〒986-8501 石巻市穀町14-1
関係地方公共団体	塩竈市(市民総務部市民安全課)	市民総務部市民安全課長	〒985-0026 塩釜市旭町1-1
関係地方公共団体	気仙沼市(総務部危機管理課)	総務部危機管理課長	〒988-8501 気仙沼市八日町1-1-1
関係地方公共団体	名取市(総務部防災安全課)	総務部防災安全課長	〒981-1292 名取市増田字柳田80
関係地方公共団体	多賀城市(総務部危機管理課)	総務部危機管理課長	〒985-8531 多賀城市中央2-1-1
関係地方公共団体	岩沼市(総務部防災課)	総務部防災課長	〒989-2480 岩沼市桜1-6-20
関係地方公共団体	東松島市(市民生活課)	市民生活課長	〒981-0503 東松沼市矢本字上河戸36-1
関係地方公共団体	亶理町(総務課)	総務課長	〒989-2393 亶理郡亶理町字悠里1番地
関係地方公共団体	山元町(総務課危機管理班)	総務課危機管理班長	〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山32
関係地方公共団体	松島市(総務課)	総務課危機管理監	〒981-0215 宮城郡松島町高城字帰命院下1-19-1
関係地方公共団体	七ヶ浜町(総務課防災対策室)	防災対策室長	〒985-8577 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
関係地方公共団体	利府町(生活安全課)	生活安全課長	〒981-0112 宮城郡利府町利府字新並松4
関係地方公共団体	女川町(企画課)	企画課防災係長	〒986-2265 牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
関係地方公共団体	南三陸町(総務課)	総務課長	〒986-0725 本吉郡南三陸町志津川字沼田101
関係地方公共団体	仙台市消防局(警防部警防課)	警防課長	〒981-0914 仙台市青葉区通雨宮町2-15
関係地方公共団体	名取市消防本部(警防課)	警防課長	〒981-1224 名取市増田5-18-32
関係地方公共団体	あぶくま消防本部(警防課)	警防課長	〒989-2426 岩沼市末広1-6-32
関係地方公共	塩釜地区消防事務組合消防本	警防課長	〒985-0021 塩釜市尾島町

区 分	機関、団体又は企業名	担当者(委員)職名等	所在地
団体	部(警防課)		17-22
関係地方公共団体	石巻地区広域行政事務組合消防本部(警防課)	警防課長	〒986-0805 石巻市大橋 1-1-1
関係地方公共団体	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部(警防課)	警防課長	〒988-0104 気仙沼市赤岩五駄鱈 43-2
関係団体	宮城県漁業協同組合(指導部)	指導部長	〒986-0032 石巻市開成 1-27
関係団体	気仙沼排出油等防除協議会(気仙沼海上保安署)	救難防災担当官	〒988-0034 気仙沼市朝日町 1-2 (気仙沼海上保安署)
関係団体	石巻港清港会	事務局長	〒986-0859 石巻市大街道西 1-2-21
関係団体	石巻漁港清港会	事務局長	〒986-0022 石巻市魚町 2-14
関係団体	塩釜地区特別防災区域協議会(共同防災センター)	事務局長	〒985-0011 塩釜市貞山通 3-13-5
関係団体	宮城県港湾建設協会	事務局長	〒980-0802 仙台市青葉区二日町 16-20
関係団体	全日本漁港建設協会宮城県支部	事務局長	〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-11-9
関係団体	宮城地区船舶代理店協議会	事務局	〒985-0011 塩釜市貞山通 1-8-35
関係事業者等	東北電力(株)女川原子力発電所(総務部)	総務部長	〒986-2293 牡鹿郡女川町塚浜字前田 1
関係事業者等	東北電力(株)仙台火力発電所(総務課)	総務課長	〒985-0801 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島 1
関係事業者等	東北電力(株)新仙台火力発電所(運営企画部)	運営企画課長	〒983-0901 仙台市宮城野区港 5-2-1
関係事業者等	ENEOS(株)仙台製油所(需給管理グループ)	需要管理グループチームリーダー(物流担当)	〒983-0001 仙台市宮城野区港 4-12-1
関係事業者等	全農エネルギー(株)仙台石油基地	所長代理	〒985-0011 塩釜市貞山通 1-8-35
関係事業者等	宮城マリンサービス(株)(営業部)	営業部長	〒985-0011 塩釜市貞山通 1-8-35
関係事業者等	仙台市ガス局製造部港工場	工場長	〒983-0001 仙台市宮城野区港 4-13-1
関係事業者等	ソーダニッカ(株)仙台七ヶ浜ケミカルセンター	センター所長	〒985-0804 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字笠岩 16-24
関係事業者等	日本アルコール販売(株)仙台支店	支店長	〒985-0804 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字笠岩 16-25
関係事業者等	ジエー・オー・ケミカル(株)	事業所長	〒986-0846 石巻市三河町 8-3
関係事業者等	日清物流(株)東北石巻配送センター	所長	〒986-0846 石巻市三河町 14

病院等一覧表

令和4年10月1日現在

病院

名 称	住 所	TEL	診 療 科 目
<病院> 医療法人寶樹会 仙塩総合病院	桜木二丁目1-1	367-4111	内科・整形外科・リハビリテーション科・形成外科

出典：宮城県病院名簿

一般診療所

名 称	住 所	TEL	診 療 科 目
浅井整形外科医院	鶴ヶ谷二丁目18-1	365-1811	整形外科
石井小児科	高崎三丁目27-27	368-8081	内科、精神科、小児科
今井医院	八幡二丁目12-70	366-7337	内科、胃腸科、小児科
遠藤マタニティクリニック	町前二丁目2-8	361-1230	産科、麻酔科
大井耳鼻咽喉科	八幡四丁目3-8 大井クリニビル1階	366-4387	耳鼻咽喉科
大井皮膚科泌尿器科医院	八幡四丁目3-8 大井クリニビル2階	364-1312	皮膚科、泌尿器科
おおしろファミリークリニック	大代五丁目4-3	762-6560	内科、小児科、整形外科、皮膚科
おおなみ眼科クリニック	高橋五丁目3-5	368-8805	眼科
おおば医院	下馬三丁目1-28	363-0213	内科、小児科
おだかクリニック	中央一丁目16-6	309-4970	内科、循環器科
かくたこども&アレルギークリニック	中央一丁目16-8	368-7717	アレルギー科、小児科
笠神ハートクリニック	笠神四丁目6-16	361-8010	内科、呼吸器科、循環器科
公益財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック	下馬二丁目13-7	361-7011	内科、精神科、神経内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、漢方内科、肛門外科、緩和ケア内科、遺伝子診療科
こころのクリニック みどりの風	中央三丁目10-5	352-1580	心療内科、精神科
コツコツクリニック 多賀城整形外科	高橋四丁目20-5	762-8806	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
さざんか往診クリニック	東田中二丁目2-3 ベルステーションビル3B	353-6261	呼吸器科、消化器科、循環器科

名 称	住 所	T E L	診 療 科 目
さとう整形外科クリニック	高橋一丁目 4-13	309-3050	整形外科、リハビリテーション科
じょうなんファミリークリニック	城南一丁目 10-6	781-7725	内科、消化器科、小児科、外科
神経科・多賀城メンタルクリニック	八幡三丁目 6-21 我妻不動産第五ビル 2F	367-9136	内科、心療内科、精神科、神経科、皮膚科、眼科
関口内科胃腸科医院	八幡三丁目 5-9	362-2668	内科、胃腸科
仙塩診療所	伝上山一丁目 5-5	362-3003	内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、小児科
多賀城えきまえ皮膚科	東田中二丁目 40-32 多賀城ロジューマンG棟 1F-105号	385-5745	形成外科、皮膚科
多賀城あかざクリニック	高橋二丁目 15-28	794-7201	内科、外科、皮膚科
多賀城眼科	八幡二丁目 16-41	366-7439	眼科
多賀城腎・泌尿器クリニック	桜木一丁目 1-20	364-4335	泌尿器科
多賀城みやばやしキッズクリニック	城南一丁目 11-45	355-5415	アレルギー科、小児科
東北大学東北メディカル・メガバンク機構地域支援多賀城センター	桜木三丁目 4-1	353-9331	臨床検査科
特別養護老人ホーム多賀城苑医務室	高橋四丁目 24-1	309-3881	内科、精神科
沼崎小児科眼科クリニック	大代五丁目 2-5	366-8855	小児科、眼科
橋本皮膚科医院	鶴ヶ谷二丁目 20-12	364-8525	皮膚科
藤野整形外科	大代五丁目 1-1	365-5050	整形外科、リハビリテーション科
防衛省陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	丸山二丁目 1-1	365-2121	内科、歯科
まえひらクリニック	高橋五丁目 3-2	389-2575	内科、呼吸器科、アレルギー科
山田憲一内科医院	山王字中山王 13-1	368-2200	内科、消化器科、糖尿病内科
山田内科医院	下馬三丁目 33-3	365-5911	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科
よしづみ内科・糖尿病クリニック	東田中字志引 85-1	354-0231	内科、糖尿病内科、消化器内科
よねち内科クリニック	高橋四丁目 14-6	389-1760	内科、呼吸器科、循環器科

出典：宮城県診療所名簿（医科）

歯科診療所

名 称	住 所	T E L	診 療 科 目
歯科・アイザワデンタル	下馬五丁目 5-30	361-8180	歯科、小児歯科
ありま歯科医院	高橋四丁目 2-1	389-1182	歯科、矯正歯科、小児歯科
浮島歯科クリニック	浮島一丁目 12-10	368-2201	歯科、矯正歯科、小児歯科
梅津歯科クリニック	鶴ヶ谷二丁目 29-17	362-4344	歯科、小児歯科
おおのファミリー歯科	大代一丁目 1-38	363-4182	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
おかだ歯科医院	東田中二丁目 30-1	368-5904	歯科、小児歯科
こう歯科クリニック	下馬二丁目 8-5	362-5213	歯科、矯正歯科、小児歯科
ささき歯科クリニック	中央一丁目 16-17	389-1777	歯科
城南歯科クリニック	城南一丁目 19-22	389-2008	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
じん歯科医院	明月一丁目 4-12	366-8461	歯科
杉山歯科医院	大代五丁目 2-1	364-6478	歯科、矯正歯科、小児歯科
誠寿歯科医院	高橋二丁目 19-20	368-5588	歯科、矯正歯科、小児歯科
せいの歯科医院	東田中二丁目 40-32-102	365-0099	歯科、小児歯科
多賀城駅北口歯科	中央二丁目 8-1 1階	253-7468	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
多賀城中央歯科医院	八幡三丁目 6-12 都ビル2F	366-5503	歯科、矯正歯科、小児歯科
多賀城ひまわり歯科医院	留ヶ谷一丁目 18-34	355-8361	歯科
なかよしデンタルクリニック	八幡一丁目 2-18	366-8241	歯科、小児歯科
成沢歯科医院	新田字後 12-12	389-1015	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
萩原歯科医院	町前三丁目 1-17	366-6400	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
はやしデンタルクリニック	高崎二丁目 15-6	794-7644	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
藤原歯科	伝上山二丁目 31-45	366-4481	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
ホワイト歯科クリニック	伝上山四丁目 8-20	367-6151	歯科、矯正歯科、小児歯科
森の風歯科クリニック	高崎三丁目 11-22	309-1855	歯科、小児歯科
ラニ デンタルオフィス	中央二丁目 13-11	369-3866	歯科

出典：宮城県診療所名簿（歯科）

要配慮者利用施設等一覧表

(令和4年10月1日現在)

番号	施設種別	細別1	細別2	施設名称	施設所在地
1	病院・診療所			医療法人寶樹会仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目1-1
2	病院・診療所			防衛省陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	丸山二丁目1-1
3	病院・診療所			おおば医院	下馬三丁目1-28
4	病院・診療所			多賀城腎・泌尿器クリニック	桜木一丁目1-20
5	病院・診療所			遠藤マタニティクリニック	町前二丁目2-8
6	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	地域密着型通所介護事業所	在宅支援なごみ	中央二丁目12-15
7	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	地域密着型通所介護事業所	リハビリ型デイサービスリハトレーション	八幡四丁目7-50 八幡ハイツ1F
8	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	地域密着型通所介護事業所	デイサービスみんなの家	山王字東町浦4-1
9	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	地域密着型通所介護事業所	デイサービスヒマワリ	高崎二丁目22-8
10	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	多賀城市高橋デイサービスセンター	高橋四丁目24-1
11	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	デイサービスセンター健康倶楽部多賀城	高崎三丁目29-1
12	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	アースサポート多賀城	伝上山三丁目1-28
13	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	リハビリステーション城南	城南二丁目15-17
14	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	悠泉デイスポーツ	留ヶ谷三丁目23-9
15	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	アースサポート山王	山王字千刈田4-1
16	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	きらりデイサービスいわきり	新田字後11
17	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	せいふう多賀城駅前デイサービスセンター	中央二丁目8-1
18	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	サテライトケアセンター第2仙塩通所介護事業所	栄一丁目5-9
19	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	デイサービスなべさん家	桜木二丁目2-22
20	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	ポラリスデイサービスセンター多賀城	町前三丁目2-39
21	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	デイサービス momo 多賀城	大代五丁目6-25
22	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	ツクイ多賀城	八幡四丁目4-16

番号	施設種別	細別 1	細別 2	施設名称	施設所在地
23	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	一般型通所介護事業所	コツコツデイサービス	高橋四丁目 12-7
24	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	認知症対応型通所介護事業所	多賀城市留ヶ谷デイサービスセンター	留ヶ谷一丁目 38-1
25	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	認知症対応型通所介護事業所	グループホーム貞山みよりの家	大代三丁目 7-72
26	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	認知症対応型通所介護事業所	デイサービスあやめの里	留ヶ谷三丁目 23-15
27	老人福祉施設等	老人デイサービスセンター	認知症対応型通所介護事業所	デイサービスセンター「市川桜の家」	市川字奏社 31-8
28	老人福祉施設等	老人短期入所施設		特別養護老人ホーム多賀城苑	高橋四丁目 24-1
29	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）		多賀城苑	高橋四丁目 24-1
30	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）		風の音サテライト史	伝上山一丁目 5-6
31	介護保険施設等	介護老人保健施設		リハビリパークみやび	高橋四丁目 17-16
32	介護保険施設等	介護老人保健施設		恵愛ホーム	大代五丁目 16-46
33	老人福祉施設等	小規模多機能型居宅介護事業所		小規模多機能ここさいむら美の里	桜木二丁目 2-21
34	老人福祉施設等	小規模多機能型居宅介護事業所		小規模多機能居宅介護癒志の里	八幡二丁目 21-19
35	老人福祉施設等	認知症高齢者グループホーム		あやめの里	留ヶ谷三丁目 23-15
36	老人福祉施設等	認知症高齢者グループホーム		ゆうゆう・多賀城	高崎三丁目 29-1
37	老人福祉施設等	認知症高齢者グループホーム		貞山みよりの家	大代三丁目 7-72
38	老人福祉施設等	認知症高齢者グループホーム		市川桜の家	市川字奏社 31-8
39	老人福祉施設等	認知症高齢者グループホーム		愛の家グループホーム多賀城笠神	笠神一丁目 11-7
40	老人福祉施設等	有料老人ホーム		ウェルフェアー多賀城	町前二丁目 2-5
41	老人福祉施設等	有料老人ホーム		悠泉多賀城	留ヶ谷三丁目 23-9
42	老人福祉施設等	有料老人ホーム		有料老人ホームなべさん家	桜木二丁目 2-22
43	老人福祉施設等	有料老人ホーム		momo 多賀城	大代五丁目 7-17
44	老人福祉施設等	有料老人ホーム		癒志の里	八幡二丁目 24-10
45	老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅		城南ケアラウンジ・スカイ	城南二丁目 15-17
46	老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅		ピーコムライフ桜木	桜木二丁目 2-68

番号	施設種別	細別 1	細別 2	施設名称	施設所在地
47	老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅		シニアマンション多賀城	高橋一丁目 20-22
48	老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅		せいふう多賀城駅前	中央二丁目 8-1
49	老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅		ケアビレッジ多賀城	新田字北関合 79-4
50	老人福祉施設等	老人福祉センター		多賀城市シルバーヘルスプラザ	鶴ヶ谷一丁目 6-3
51	老人福祉施設等	老人福祉センター		多賀城市シルバーワークプラザ	中央二丁目 25-1
52	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	ホーム桜木	桜木三丁目 3-28
53	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	ホーム桜木(さざんかホーム)	伝上山二丁目 15-2
54	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームすず(紅色)	八幡二丁目 5-19
55	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームすず(キャンパス)	八幡二丁目 10-30 ハイツ八幡 2号
56	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームすず(パステル)	八幡二丁目 10-30 ハイツ八幡 2号
57	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム)	さくらの家(グループホームたがじょう)	中央二丁目 2-13
58	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労継続支援 B 型	多賀城市福祉工房のぞみ園	新田字南安楽寺 87
59	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労継続支援 B 型	レインボー多賀城	鶴ヶ谷一丁目 10-3
60	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労移行支援	ゆうゆうワーク	八幡三丁目 3-4 2F
61	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労維持支援 A 型	HELLOS 多賀城	八幡三丁目 10-27 2F
62	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労維持支援 B 型	ゆい	栄二丁目 6-18
63	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労維持支援 B 型	ジョブタス多賀城	鶴ヶ谷二丁目 1-1
64	障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス	就労維持支援 B 型	ソーシャルビレッジ仙台	中央三丁目 10-5 4F
65	障害福祉サービス事業所等	児童発達支援		多賀城市児童発達支援センター太陽の家	伝上山一丁目 1-3
66	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	児童発達支援	多賀城市児童発達支援センター太陽の家	伝上山一丁目 1-3
67	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	放課後等デイサービス	たけちゃんち	高橋四丁目 19-7

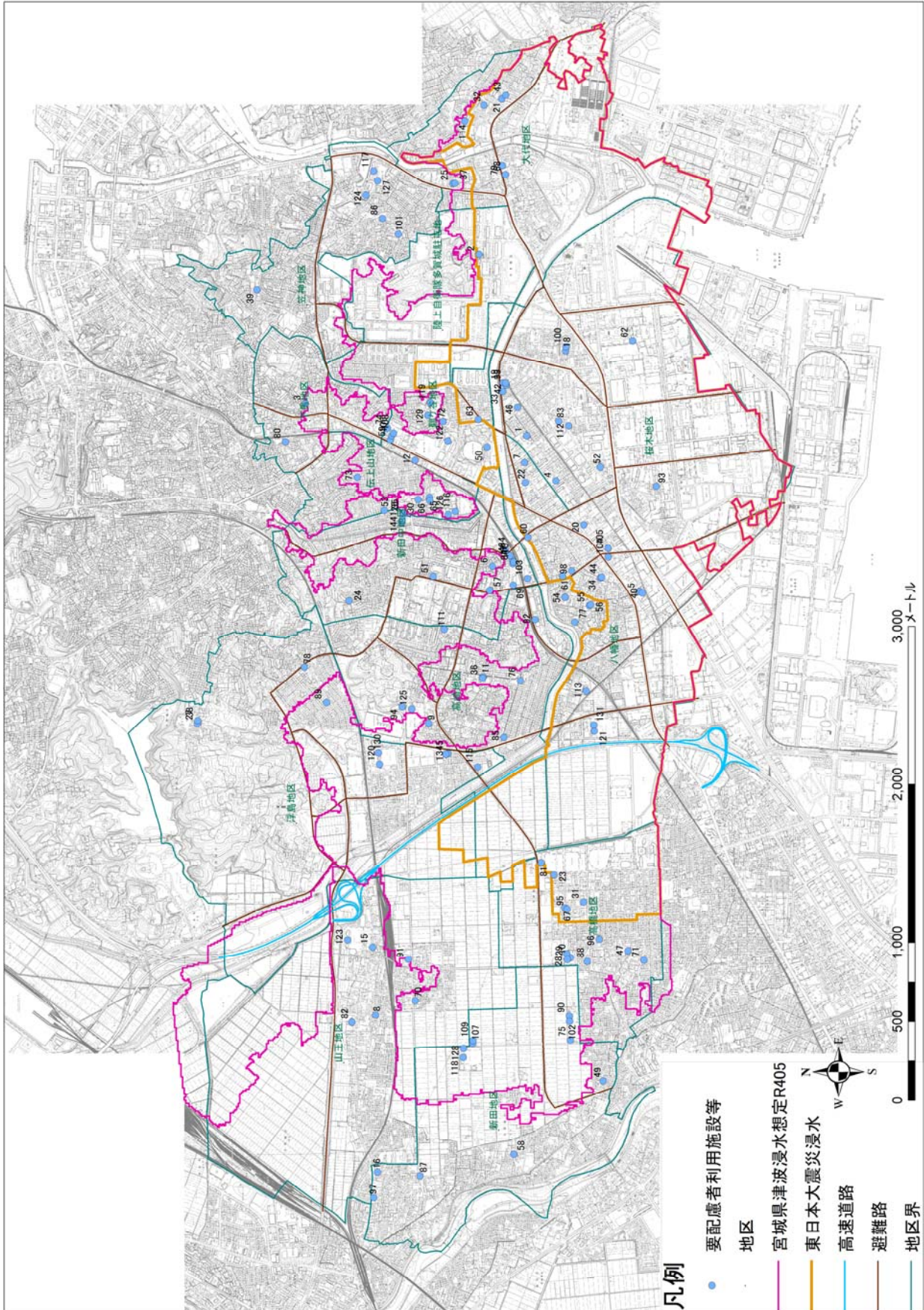
番号	施設種別	細別 1	細別 2	施設名称	施設所在地
68	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスすてっぷあっぷ emishia	大代一丁目 3-17
69	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	放課後等デイサービス	太陽の子多賀城	中央二丁目 4-2 星テナントビル 2階
70	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	放課後等デイサービス	放課後デイサービスおとのわ	山王字山王二区 133
71	障害福祉サービス事業所等	障害児通所支援	放課後等デイサービス	放課後デイサービスすてっぷあっぷ	高橋二丁目 19-16
72	障害福祉サービス事業所等	地域活動支援センター		多賀城市地域活動支援センター「コスモスホール」	鶴ヶ谷二丁目 15-11
73	児童福祉施設等	認可保育所		多賀城泉保育園	伝上山三丁目 10-25
74	児童福祉施設等	認可保育所		鶴ヶ谷保育園	鶴ヶ谷一丁目 11-2
75	児童福祉施設等	認可保育所		あかね保育所	新田字下 207
76	児童福祉施設等	認可保育所		志引保育所	東田中二丁目 30-8
77	児童福祉施設等	認可保育所		八幡保育所	八幡二丁目 3-13
78	児童福祉施設等	認可保育所		浮島保育所	浮島二丁目 10-1
79	児童福祉施設等	認可保育所		大代保育園	大代一丁目 4-3
80	児童福祉施設等	認可保育所		下馬みどり保育園	下馬一丁目 10-4
81	児童福祉施設等	認可保育所		多賀城はるかぜ保育園	高橋四丁目 1-6
82	児童福祉施設等	認可保育所		つめ草保育園	南宮字町 73-3
83	児童福祉施設等	認可保育所		桜木保育所	桜木二丁目 4-2-206
84	児童福祉施設等	認可保育所		アルシュ多賀城保育園	中央二丁目 8-1 多賀城駅北ビル B棟 2階
85	児童福祉施設等	認可保育所		くりの木保育園	東田中一丁目 23-15
86	児童福祉施設等	認定こども園		笠神認定こども園	笠神五丁目 10-33
87	児童福祉施設等	認定こども園		多賀城バンビの丘こども園	新田字北 1-3
88	児童福祉施設等	認定こども園		認定こども園ドリームチルドレン	高崎一丁目 6-19
89	児童福祉施設等	認定こども園		多賀城東幼稚園あずま保育園	浮島一丁目 13-5
90	児童福祉施設等	認定こども園		せいがん幼稚園	新田字下 216

資料編

番号	施設種別	細別 1	細別 2	施設名称	施設所在地
91	児童福祉施設等	認定こども園		山王こども園	山王字山王三区 58
92	児童福祉施設等	小規模保育事業所		メーデルキッズ保育園	東田中二丁目 40-32-204 (ロジュマンG 棟)
93	児童福祉施設等	小規模保育事業所		明月託児所	明月一丁目 7-10
94	児童福祉施設等	小規模保育事業所		おおぞら保育園	高崎一丁目 21-1
95	児童福祉施設等	小規模保育事業所		もりのなかま保育園 多賀城高橋園	高橋四丁目 19-8
96	児童福祉施設等	小規模保育事業所		保育園れいんぼーな ーさりー多賀城高橋 館	高橋三丁目 4-24
97	児童福祉施設等	小規模保育事業所		きらり保育園多賀城	新田字後 8-2
98	児童福祉施設等	小規模保育事業所		保育園ドリームリト ルチルドレン	八幡三丁目 11-3 1階
99	児童福祉施設等	事業所内保育事業所		まめまめ保育園	桜木二丁目 2-22
100	児童福祉施設等	認可外保育所		いちご保育園	栄一丁目 5-18
101	児童福祉施設等	認可外保育所		にじっこ園	笠神三丁目 12-3
102	児童福祉施設等	認可外保育所		せいがん保育園	新田字下 216
103	児童福祉施設等	認可外保育所		六丁の目農園ほいく えん	中央二丁目 5-3 ヴィスタシア多 賀城 1階
104	児童福祉施設等	認可外保育所		鈴の花保育園	町前二丁目 3-30
105	児童福祉施設等	認可外保育所		多賀城コアラ保育園	町前三丁目 1-36
106	児童福祉施設等	児童館		多賀城市鶴ヶ谷児童 館	鶴ヶ谷一丁目 10-5
107	児童福祉施設等	児童館		多賀城市西部児童セ ンター	新田字下 1-1
108	児童福祉施設等	児童遊園		鶴ヶ谷児童遊園	鶴ヶ谷一丁目 10-5
109	児童福祉施設等	児童遊園		西部児童遊園	新田字下 1-1
110	児童福祉施設等	子育て支援施設		多賀城市子育てサポ ートセンター	中央二丁目 8-1 多賀城駅北ビル B棟 2階
111	学校等	幼稚園		東北学院幼稚園	高崎三丁目 7-7
112	学校等	幼稚園		桜木花園幼稚園	桜木三丁目 5-7
113	学校等	幼稚園		八幡花園幼稚園	八幡字庚田 54

番号	施設種別	細別 1	細別 2	施設名称	施設所在地
114	学校等	幼稚園		柏幼稚園	大代五丁目 17-50
115	学校等	幼稚園		多賀城高崎幼稚園	城南二丁目 21-1
116	学校等	小学校		多賀城小学校	伝上山 1 丁目 1-1
117	学校等	小学校		多賀城東小学校	笠神五丁目 8-1
118	学校等	小学校		山王小学校	新田字北 320
119	学校等	小学校		天真小学校	鶴ヶ谷二丁目 21-1
120	学校等	小学校		城南小学校	城南一丁目 17-1
121	学校等	小学校		多賀城八幡小学校	八幡字六貫田 172
122	学校等	中学校		多賀城中学校	鶴ヶ谷一丁目 9-1
123	学校等	中学校		第二中学校	南宮字八幡 170
124	学校等	中学校		東豊中学校	笠神五丁目 4-1
125	学校等	中学校		高崎中学校	高崎二丁目 25-1
126	学校等	放課後児童クラブ		・多賀城小学校 ・多賀城小学校放課後児童クラブ	伝上山一丁目 1-1
127	学校等	放課後児童クラブ		・多賀城東小学校 ・多賀城東小学校放課後児童クラブ	笠神五丁目 8-1
128	学校等	放課後児童クラブ		西部児童センター	新田字下 1-1
				山王小学校放課後児童クラブ	新田字中地内
129	学校等	放課後児童クラブ		天真小学校	鶴ヶ谷二丁目 21-1
130	学校等	放課後児童クラブ		城南小学校	城南一丁目 17-1
131	学校等	放課後児童クラブ		・多賀城八幡小学校 ・多賀城八幡小学校放課後児童クラブ	八幡字六貫田 172

要配慮者利用施設等位置図



※番号は表番号と対応

図 要配慮者利用施設等位置図

土砂災害防止法第8条第1項第4号に該当する要配慮者利用施設

番号	施設種別	施設名称	施設所在地
3	病院・診療所	おおば医院	宮城県多賀城市下馬三丁目1-28
39	老人福祉施設等	愛の家グループホーム多賀城笠神	多賀城市笠神一丁目11-7
50	老人福祉施設等	多賀城シルバーヘルスプラザ	多賀城市鶴ヶ谷一丁目6-3
72	障害福祉サービス事業所等	多賀城市地域活動支援センター「コスモスホール」	多賀城市鶴ヶ谷二丁目15-11
116	学校等	多賀城小学校	多賀城市伝上山一丁目1-1
129	学校等	天真小学校	多賀城市鶴ヶ谷二丁目21-1

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 趣旨

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）であることの確認、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において適用する緊急通行車両であることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において準用する緊急通行車両であることの確認について必要な事項を定めるものとする。

第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

1 総論

(1) 基本的な考え方

ア 発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量、復旧状況、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項の規定により、緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、次のとおりとする。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレートのことをいう。以下同じ。）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条第1項の標章（以下「確認標章」という。）の掲示を不要とするため、規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち災害後に優先すべきものに使用される車両であって、マイや技建公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（前記アの車両は除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自衛隊車両等、大型貨物自動車、事業用自動車等自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両

(イ) 前記(ア)の車両以外の車両

2 交通規制の具体的な流れ

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握及び必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

また、大規模災害発生時の交通規制は、(2) から (4) までのとおり実施する。ただし、大型貨物自動

車は、第一局面（大規模な災害が発生した直後のことをいう。以下同じ。）から交通規制の対象としないこととして通行を認めること、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施すること。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

交通情報の収集に当たっては、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

また、道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する。

また、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、関係都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への流入抑制を図り、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの流入を制限すること。

(3) 第一局面

ア 交通規制の内容

(ア) 災対法第76条第1項の規定により、原則として、緊急通行車両又は規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別な自動車番号標を有しているもの及び規制除外車両のうち人命救助、輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に規定する事前届出の対象とするもの）以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

(イ) 発災直後においては、正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量、復旧の状況、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

イ 交通規制の意思決定

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、大規模災害が発生した場合における緊急交通路に指定する道路、交通規制の対象等についてあらかじめ決済を受けておくこと。

ウ 広報

交通規制課長は、事前に次の事項について、警察庁との連絡・調整を行うとともに、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報等を積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得よう努めること。

(ア) 広報案文

(イ) 発表時間

(ウ) 交通規制開始の日時

(エ) 緊急交通路の範囲

(オ) 確認標章の掲示のない一般車両の通行は禁止である旨

エ 標示の計画的整備・配備

交通規制課長は、災対法施行規則5条第1項の標示の計画的整備・配備に努めること。

オ う回対策

交通規制課長及び警察署長は、う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同して点検を行うなど、危険箇所がないことを確認した上でを行い、必要に応じて交通要点に警察官を配置すること。

なお、信号機の倒壊、停電による減灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、一時停止の交通規制の実施等に対応すること。

(4) 第二局面

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面のことをいう。以下同じ。）においては、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度及び重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に規制除外車両（事前届出対象外のものをいう。）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

3 広域緊急援助隊交通部隊の運用等

別に定める宮城県警察災害派遣隊運用要綱第4に規定する広域緊急援助隊交通部隊（以下「広域緊急援助隊交通部隊」という。）の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊交通部隊の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4 強制排除措置

災対法第76条の3第1項の規定による措置命令及び同条第2項に規定する当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら当該措置を採ったときは、その措置の状況について記録し、所属長に報告すること。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

交通規制課長、宮城県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、災対法施行令33条第1項の確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出（以下この第3において「事前届出」という。）を実施する場合は、自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合には、事前届出を受理するものとする。

(1) 大規模災害発生時において、防災基本計画（災対法第2条第8号に規定するものをいう。）、防災業務計画（災対法第2条第9号に規定するものをいう。）及び地域防災計画（災対法第2条第9号に規定するものをいう。）に基づき、災対法第50条第1項の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

(2) 指定行政機関（災対法第2条第3号に規定するものをいう。）の長、指定地方行政機関（災対法第2条第4号に規定するものをいう。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第1項に規定するものをいう。）、指定公共機関（災対法第2条第5号に規定するものをいう。）及び指定地方公共機関（災対法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）並びに大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等（以下「指定行政機関等」と総称する。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行おうとする者

事前届出を行おうとする者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

事前届け出先は、警察本部及び当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を受付窓口とする。

ウ 事前届出に必要な書類及び送付先

警察署長は、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1号）2通の提出を受けたときは、当該書類を交通規制課長に送付する。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、事前届出を受理したときは、その内容を確認し、緊急通行車両等事前届出済証（別記様式第1号。以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、届出済証に「再」と朱書きの上再交付するものとする。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったときその他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過

交通規制課長は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第2号）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

(1) 事前届出を行った者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2) 交通規制課長は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第4.以下「確認証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部、警察署、広域交通検問所等において行うことができる。

(4) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。

(5) 緊急通行車両であることの確認を行った交通規制課長等は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）により、確認の経過を明らかにしておくものとする。

(6) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じ別に警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(7) 交通規制課長等は、事前に十分な枚数の確認標章及び確認証明書を準備しておくこと。

(8) 交通規制課長は、緊急通行車両等の確認状況を取りまとめて警察本部長に報告するものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 指定行政機関等が災害応急対策のために使用することを依頼した車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(3) 前記4-(4)から(8)までの規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び確認証明書について準用する。

6 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及

び返還の手続、届出済証の車検証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

(2) 知事部局との調整

交通規制課長は、事前届出の受理、届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事部局と必要な調整を図るものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

交通規制課長等は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出（以下この第4において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる。

2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長等は、規制除外車両の事前届出がなされた場合、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、これを受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

前記第3-3-(1)-ア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

イ 事前届出の際に必要な書類

交通規制課長等は、次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ次の書類の提示を受けるとともに、規制除外車両事前届出書（別記様式第3号）2通の提出を求めるものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

(イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの）とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長等は、事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出済証（別記様式第3号。以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

前記第3-3-(2)-イ及びウの規定は、除外届出済証の交付等の手続について準用する。この場合において、前記第3-3-(2)-イ及びウ中「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「緊急通行車両」とあるの

は「規制除外車両」と読み替えるものとする。

ウ 事前届出の処理

交通規制課長等は、規制除外車両事前届出受理簿（除外届出済証交付簿）（別記様式第4号）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認証明書（別記様式第5号。以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (2) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。
- (3) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じ別に警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 交通規制課長等は、事前に十分な枚数の除外証明書を準備しておくこと。
- (5) 第3-4-(1)及び(3)の規定は規制除外車両であることの確認について、第3-6-(1)の規定は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。この場合において、第3-4-(1)及び(3)中「緊急通行車両」とあるのは「規制除外車両」と、第3-6-(1)中「届出・済証」とあるのは「除外届出済証」と読み替えるものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

第二局面においては、次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ次の方法により規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。

- (1) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
車検証等により車両の形状を確認する。
- (2) 路線バス・高速バス
車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。
- (3) 霊柩車
車検証等により車両の形状を確認する。
- (4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車
車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送することを確認する。
 - ア 医薬品、医療機器、医療用資材等
 - イ 食料品、日用品等の消費財
 - ウ 建築用資材
 - エ 金融機関の現金
 - オ 家畜の飼料
 - カ 新聞又は新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 緊急輸送車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急輸送車両であることの確認について事前届出（以下この第5において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長等が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第2条第13号に規定するものをいう。）発令時において地震法第3条第1項の規定により、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両。
 - (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両。
- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用

前記第3-3、4（(6)及び(7)を除く。）、5-1(1)及び6の規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出、緊急輸送車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-3、4（(6)及び(7)を除く。）及び5-1(1)中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、前記第3-3-1(1)中「緊急通行」とあるのは「緊急輸送」と、前記第3-4-2中「緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第4。以下「確認証明書」という。）」とあるのは「緊急輸送車両確認証明書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和58年総理府令第38号）別記様式第7）」と、前記第3-5(2)中「災害応急対策」とあるのは「地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

- 4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

- 1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において適用する緊急通行車両であることの確認について事前届出（以下この第6において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

- 2 事前届出の対象とする車両

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両で、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定するものをいう。）宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両。
- (2) 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」と総称する。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両。

- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用

前記第3-3から6までの規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-5-2中「災害応急対策」とあるのは「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

- 4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

前記第4の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、前記第4-1中「災害応急対策」とあるのは「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において準用する緊急通行車両であることの確認について事前届出（以下この第7において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両で、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等（国民保護法第1条に規定するものをいう。）において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のアからカまでに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

前記第3-3から6までの規定は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-5-(2)中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

前記第4の規定は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、前記第4-1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

第8 その他

交通規制課長等は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続、事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議（災対法第14条第1項に規定する県防災会議及び同法第16条第1項の市町村防災会議をいう。）等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第1号

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 宮城県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 宮城県公安委員会 印
番号標に表示されている番号	注1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 2 号

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受理(交付) 番号	番号標に表示 されている番号	使用 者名 氏	交付年月日	備 考
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	

別記様式第3号

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 宮城県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 宮城県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
注1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号

規制除外車両事前届出受理簿（除外届出済証交付簿）

受理(交付) 番 号	番号標に表示 されている番号	使 用 者 名 氏 名	交 付 年 月 日	備 考
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
			.	.

別記様式第5号

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
宮城県公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

緊急通行車両の標章

緊急通行車両
 災対法規則第
 号の別記様式
 明書」

確認証明書
 6条第2
 第4「証

- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

防災ヘリコプター用「飛行場離着陸場」設置基準

(設置基準)

第1 防災ヘリコプターの用に供する飛行場外離着陸場(以下「臨時ヘリポート」という。)の設置基準は、次のとおりとする。

区 分	規 格
着 陸 帯 大 き さ	幅 20m以上 長さ 20m以上
進 入 区 域 ・ 進 入 表 面	離陸方向 こう配 1/8 以下； 500m 着陸方向 こう配 1/4 以下； 500m
移 転 表 面	こう配 1/1 以下 なお、着陸帯の長辺各外側 10m以内に着陸帯の延長面上に出る高さの物件がないこと。

注) 別図参照

(条件等)

第2 臨時ヘリポートは、原則として、次に掲げる条件等を具備しなければならない。

ア 着陸帯は、地盤堅固な平たん地（コンクリートや芝生が最適）であること。

イ ヘリポートから、概ね半径 500m以内に学校、病院等がないこと。

ウ 住宅の密集地域でないこと。

エ 原則として、土地の管理者が、市町村等の公共団体であること。

オ 最寄りの防災関係機関（消防署、役場、警察署、県合同庁舎等）から、自動車で概ね 10 分以内で到着できる場所であること。

カ 円滑かつ安全な運行が行える場所であること。

（「運用上の留意事項」参照）

(設置方法)

第3 臨時ヘリポートは、次により設置するものとする。

(1) 臨時ヘリポート適地の推薦

臨時ヘリポートの指定を希望する市町村等は、防災ヘリコプター臨時ヘリポート推薦書（様式第1号）を、県（消防防災課）に送付するものとする。

(2) 現地調査及び申請等

県は、現地を調査の上、適当と認められる場合は、「飛行場外離着陸場」の許可申請を国（仙台空港事務所）に行う。

許可の更新等の手続きは、市町村等からの申し入れのない限り、県において継続して行うものとする。

(3) 臨時ヘリポートの変更等

市町村等は、臨時ヘリポートとして許可を受けた条件に関して、変更等が生じた場合には、速やかに県に連絡するものとする。

臨時ヘリポートの運用上の留意事項

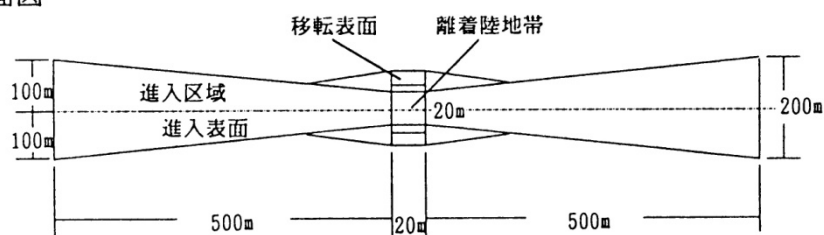
臨時ヘリポートの運用に当たっては、次の事項に留意の上、必要な安全対策等の措置を講ずるものとする。

- (1) ヘリコプターから視認できる着陸帯標識（Hマーク）を石灰等で表示すること。
- (2) 風向、風速が判断できるよう、風向指示器（吹き流し等）を設置する。
- (3) 着陸帯付近（特に、公園やグラウンドを指定している場合）で運航上の支障となるおそれのある範囲内は、人の立ち入りを禁止すること。また、多数の人が参集するおそれのある場合は、警備員等を配備する等所用の措置をとること。
- (4) 着陸帯に近接して道路等があるときは、通行止め等の措置をとること。
- (5) 離着陸に際して砂じん等が舞い上がるおそれがある場合には、事前に散水等の措置を行うこと。

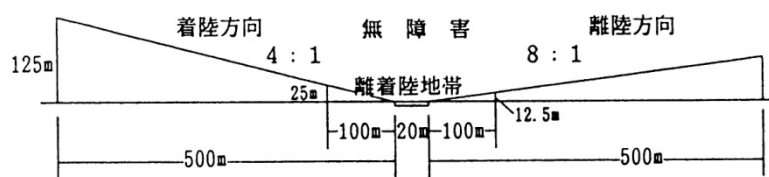
(別 図)

防災ヘリコプター臨時ヘリポート設置基準 (非密集地域)

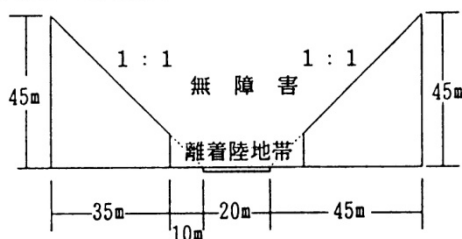
平面図



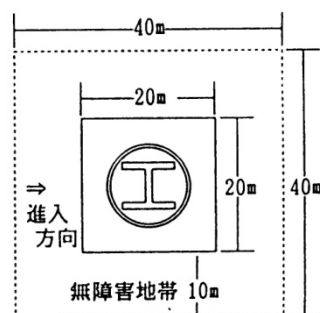
進入表面の断面図



移行表面の断面図



離着陸地帯平面図



宮城県飛行場外離着陸場等一覧表（塩釜地域）

当該資料は、大規模災害の発生時に宮城県防災航空隊及び他都道府県からの応援航空隊等が活動する場合のヘリコプターの臨時着陸場適地として、宮城防災航空隊があらかじめ選定した場所を掲げたもの。

地域	地区名	離着陸場名称	所在地 及び 施設等名称	緯度・経度・UTM	地積 m (耐久重量 kg)	標高
塩釜地域	1 塩釜市	(1) 浦戸桂島	塩釜市浦戸桂島字庵寺地先	38° 20 10" 141° ' 23" 05	150×100	1 m
			桂島漁港養殖作業施設	54TVL38999313		
		(2) 塩釜	塩釜市貞山通り3 塩釜港緑地公園	38° 18 47" 141° ' 16" 02	90×90	4 m
		(3) 玉川中学校	塩釜市権現堂19-1 玉川中学校グラウンド	38° 19 13" 141° ' 15" 00	170×110	4.3 m
				54TVL38999313		
	2 多賀城市	(1) 多賀城高校	多賀城市笠神2-17-1 多賀城高校グラウンド	38° 18 07" 141° ' 40" 01	150×120	2.1 m
				54SWH02263937		
	3 七ヶ浜町	(1) 七ヶ浜	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山5-1 七ヶ浜スポーツセンター広場	38° 18 08" 141° ' 57" 03	160×95	3.7 m
				54SWH05393940		
4 松島町	(1) 松島運動公園	宮城県松島町高城字動伝1-34-1 松島運動公園陸上競技場	38° 23 42" 141° ' 25" 04	150×100	2.1 m	
			54SWH06224981			
	(2) 大蓮沢	宮城郡松島町手樽字大蓮沢13-1 旧育英高校研修センターグラウンド	38° 22 44" 141° ' 05" 06	120×120	8 m	
			54SWH08974747			
(3) 磯島	宮城郡松島町磯崎字磯崎地先 松島町牡蠣生産工場空地	38° 22 35" 141° ' 41" 04	40×30	1 m		
		54SWH06594788				
(4) 松島公園	宮城郡松島町根廻字清水6-1 長松園森林公園町民の森	38° 24 38" 141° ' 44" 03	100×100	3.8 m		
		54SWH05205164				
5 利府町	(1) 利府	宮城郡利府町菅谷字館40-1	38° 20 21" 140° ' 00" 57	300×80	4.5 m	

			グランディ 21 第 7 駐車場	'		
				54SVH96084330		
	(2) 葉 山	宮城郡利府町葉山1丁 目地内		38° 21 39" 141° ' 16" 01 '	180×140	9 5 m
		葉山グラウンド		54SWH02034627		
	(3) 加瀬沼公園	宮城郡利府町加瀬字 新堤下 7-1 加瀬沼公園クローバ ー広場		38° 18 39" 140° ' 58" 58 '	250×120	1 1 m
				54SVH98434039		

指定避難場所等

○指定避難所

番号	主な対象区	名称	所在地	受入れ可能人員		災害種別		担当地班
				避難場所	避難所	洪水	大津波	
1	笠神地区	東豊中学校	笠神五丁目 4-1	5,000	1,320	○	○	笠神班
2	大代地区	多賀城東小学校	笠神五丁目 8-1	6,400	1,380	○	○	大代班
3	八幡全区	■多賀城八幡小学校	八幡字六貫田 172	4,980	1,150	2階以上	/	八幡班
4	桜木全区	■多賀城中学校	鶴ヶ谷一丁目 9-1	8,400	2,310	○	/	桜木班
5	高崎、東田中、東田中南、志引	高崎中学校	高崎二丁目 25-1	3,000	1,670	○	グラウンドを除く	高崎班
6	新田中、旭ヶ岡、留ヶ谷	市文化センター	中央二丁目 27-1	4,200	1,610	○	○	新田中班
7	伝上山、隅田、向山、東能ヶ田、西能ヶ田	多賀城小学校	伝上山一丁目 1-1	6,730	1,890	○	○	伝上山班
8	鶴ヶ谷、丸山、黒石崎	天真小学校	鶴ヶ谷二丁目 21-1	4,620	1,200	○	○	鶴ヶ谷班
9	下馬全区	■総合体育館	下馬五丁目 9-3	2,750	1,250	○	/	下馬班
10	新田、高橋全区	山王小学校	新田字北 320	5,300	1,350	○	○	新田班
11	山王、南宮	第二中学校	南宮字八幡 170	4,600	1,630	2階以上	○	山王班
12	市川・浮島・城南	■城南小学校	城南一丁目 17-1	5,250	1,420	2階以上	/	浮島班

※■の施設は、大津波警報発表の場合、指定避難所としては使用しない。また、多賀城八幡小学校、城南小学校及び第二中学校は、洪水時も指定避難所としては使用しない。

なお、いずれの施設も一時避難のための指定緊急避難場所として使用（使用階に制限のある施設あり）する。

○指定緊急避難場所

番号	主な対象区	名 称	所 在 地	災害種別					担 当 現地班
				洪水	土砂	地震	火災	津波	
1	笠神全区	東豊中学校	笠神五丁目 4-1	○	○	○	○	○	笠神班
2	大代全区	多賀城東小学校	笠神五丁目 8-1	○	○	○	○	○	大代班
3	八幡全区	多賀城八幡小学校	八幡字六貫田 172	2階以上	○	○	○		八幡班
4	桜木全区	多賀城中学校	鶴ヶ谷一丁目 9-1	○	○	○	○		桜木班
5	高崎、東田中、東田中南、志引	高崎中学校	高崎二丁目 25-1	○	○	○	○	グラウンドを除く	高崎班
6	新田中、旭ヶ岡、留ヶ谷	文化センター	中央二丁目 27-1	○	○	○	○	○	新田中班
7	伝上山、隅田、向山、東能ヶ田、西能ヶ田	多賀城小学校	伝上山一丁目 1-1	○	○	○	○	○	伝上山班
8	鶴ヶ谷、丸山、黒石崎	天真小学校	鶴ヶ谷二丁目 21-1	○	○	○	○	○	鶴ヶ谷班
9	下馬全区	総合体育館	下馬五丁目 9-3	○	○	○	○		下馬班
10	新田、高橋区	山王小学校	新田字北 320	○	○	○	○	○	新田班
11	山王、南宮	第二中学校	南宮字八幡 170	2階以上	○	○	○	○	山王班
12	市川・浮島・城南	城南小学校	城南一丁目 17-1	2階以上	○	○	○		浮島班
13	新田中、旭が岡、留ヶ谷	多賀城市役所	中央二丁目 1-1	○	○	○	○	2階以上	新田中班
14	鶴ヶ谷区 桜木全区	多賀城公園	鶴ヶ谷一丁目 6	○	○	○	○	○	鶴ヶ谷班 桜木班
15	高崎、東田中、東田中南、志引	多賀城廃寺跡	高崎一丁目 15	○	○	○	○	○	高崎班

※指定緊急避難所の対象区はあくまでも参考のものであり、緊急時には、居住する行政区に関係なく、迅速に避難が可能な避難先に避難する。

※津波警報発表の場合、多賀城八幡小学校、多賀城中学校、総合体育館、城南小学校は、一時避難のための緊急避難場所としては使用しない。また、洪水、津波の場合、使用階に制限のある施設がある。

資料編

○一時避難場所（津波避難ビル）

番号	名称	所在地	利用可能場所	災害種別		担当 現地班
				洪水	大津波	
1	イオン(株)多賀城店	町前四丁目 1-1	駐車場の一部	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
2	小野屋ホテル	大代一丁目 9-2	広間、2・3階のトイレ		3階以上	大代班
3	みやぎ生活協同組合 大代店	大代五丁目 4-30	屋上駐車場		使用不可	大代班
4	カーネギー多賀城	大代一丁目 1-15	2階～10階までの通路及 び階段		3階以上	大代班
5	ユートピアレジデンス 多賀城Ⅱ	明月一丁目 3-15	2階～8階までの通路及び 階段	2階以上	3階以上	桜木班
6	MAC多賀城コート	明月一丁目 6-47	2階～9階までの通路及び 階段	2階以上	3階以上	桜木班
7	ホテルキャッスルプ ラザ多賀城	桜木三丁目 1-60	2階大宴会場	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
8	宮城県貞山高等学校	鶴ヶ谷一丁目 10-2	校庭・第二屋内運動場		使用不可	伝上山 班 鶴ヶ谷 班
9	ザ・ビッグ 多賀城鶴ヶ谷店	鶴ヶ谷一丁目 3-6	駐車場		使用不可	伝上山 班 鶴ヶ谷 班
10	みやぎ生活協同組合 高砂店	高橋二丁目 17-3	屋上駐車場	屋上駐 車場	屋上駐 車場	高橋班
11	共和電業	大代一丁目 9-16	2・3階フロア及び屋上		3階以上	大代班
12	明月ビル	明月一丁目 5-12	2階～6階の通路及び階段	2階以上	3階以上	桜木班
13	スーパー銭湯極楽湯 多賀城店	町前一丁目 2-5	2階浴室・脱衣所、3階事 務所	2階以上	3階	桜木班 八幡班
14	ホテルルートイン 仙台港北インター	町前一丁目 1-15	廊下等の共用部分	2階以上	3階以上	八幡班
15	パチンコひまわり多 賀城店	町前二丁目 5-33	3・4階、立体駐車場、1階 トイレ	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
16	サンライズ加藤	町前二丁目 4-27	通路、階段、入居者のトイ レ	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
17	サンホテル多賀城 「ゆ処悠々」	八幡四丁目 7-52	2階～6階の廊下及びゆ処 悠々 内大広間、脱衣所	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
18	国土交通省東北地方 整備局塩釜港湾・空 港 整備事務所	明月一丁目 4-6	外階段及び屋上	2階以上	3階以上	桜木地 区
19	国土交通省東北地方 整備局東北技術事務 所	桜木三丁目 6-1	防災技術センター	2階以上	使用不可	桜木地 区
20	ロングライフ多賀城	高橋四丁目 9-5	2階～5階までの通路及び 階段	2階以上	3階以上	高橋班

21	癒志の里	八幡二丁目 24-10	2階、3階のフロア	2階以上	3階	八幡班
22	ライフプラザ多賀城	町前三丁目 2-6	2階～11階までの通路及び階段	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
23	サンデュエル多賀城公園	桜木一丁目 2-11	2階～6階までの通路及び階段	2階以上	3階以上	桜木班 八幡班
24	ポリテクセンター宮城	明月二丁目 2-1	本館及び 3号棟屋上及び外階段	2階以上	3階以上	桜木班
25	多賀城駅北ビルA棟	中央二丁目 4-3	2階、3階のフロア	2階以上	3階	新田中班
26	塩竈市立第三中学校	笠神二丁目 1-1	校庭、体育館		グラウンド	笠神班
27	市営桜木住宅	桜木二丁目 4-1	4階以上の通路、階段及び屋上	2階以上	3階以上	桜木班
28	市営新田住宅	新田字西後 8-1外	2階、3階の通路及び階段	2階以上	敷地内	新田中班
29	市営鶴ヶ谷住宅	鶴ヶ谷三丁目 92-1	4階以上の通路及び階段		3階以上	鶴ヶ谷班
30	市営宮内住宅	宮内一丁目 2-57、58	4階以上の通路、階段及び屋上	2階以上	3階以上	桜木班
31	ピーコムライフ桜木	桜木二丁目 2-68	1階食堂、2～5階の談話室	2階以上	3階以上	桜木班
32	多賀城駅北ビルB棟	中央二丁目 8-1	2階		3階以上	新田中班
33	(株)アドヴァンス (就労支援事業所「ゆい」)	栄二丁目 6-18	3階～5階のフロア	2階以上	3階以上	桜木班

※災害時に実際に使用できる場所については、施設側との協議による。

○車両一時避難場所

施設名	所在地	施設区分
文化センター	中央二丁目 27-1	社会教育施設
旧市立図書館	伝上山一丁目 1-6	公共施設
市民プール	伝上山二丁目 6-6	社会教育施設
総合体育館	下馬五丁目 9-3	社会教育施設

※災害の状況に応じて、上記以外の施設を開放する場合がある。

1 資機材倉庫備蓄品（市役所西側駐車場内）

◆食料品

品名	数量		備考
フリーズドライ	237箱	12,798食	1箱54食
アルファ米（白飯）	82箱	4,100食	1箱50食
備蓄パン	23箱	552食	1箱24食

◆生活必需品・資機材

品名	数量		備考
毛布	900枚		10枚/箱
レスキューシート	12,900枚	43箱	150個×2箱
マスク	75,140枚		50枚×箱
紙コップ	50,000個	25箱	1箱2,000個
哺乳瓶	60本		
紙おむつ（大人用）	3,048枚		1箱60枚（M-L）
紙おむつ（子供用）	2,208枚		男女児共用（Mサイズ）
	528枚		男女児共用（Lサイズ）
	456枚		男女児共用（ビッグサイズ）
	1,344枚		男の子用（Lサイズ）
	1,344枚		男の子用（ビッグサイズ）
	1,152枚		女の子用（Lサイズ）
	1,152枚		女の子用（ビッグサイズ）
生理用品	960個		
簡易トイレ	組立式便座	70個	
	袋	12,000枚	60箱 1箱200枚
簡易トイレ（トイレ・着替え用）	52個		
ついたて	9,630枚	107箱	1箱90枚
ブルーシート	300枚		
段ボール	222枚		
A型バリケード	10個		
カラーコーン	10個		
ポリバケツ	10個		
バケツ	20個		
救急箱	2個		
救急工具箱	2個		
ノーパンク折りたたみリヤカー	1台		
二つ折り担架	1台		
メガホン	4個		
発電機	2台		
延長コード	4台		

品名	数量		備考
携行缶	5 缶		
誘導棒	7 本		
駐車場看板	1 個		
50m ロープ	1 本		
土のう袋	2,000 枚		

2 さんみらい多賀城備蓄倉庫備蓄品 (STEP)

◆食料品

品名	数量		備考
クラッカー	70 箱	4,900 食	1 箱 70 食
アルファ米 (白飯)	100 箱	5,000 食	1 箱 50 食
乾パン	40 箱	2,400 食	1 箱 60 食
備蓄パン	100 箱	2,400 食	1 箱 24 食
備蓄ゼリー (エナジー)	19 箱	1,520 食	1 箱 80 食
備蓄ゼリー (バランス)	42 箱	4,200 食	1 箱 100 食
保存水	400 箱	9,600 食	1 箱 500ml×24 本
乳児用ミルク	150 箱	1,500 食	1 箱 10 本

◆生活必需品・資機材

品名	数量		備考
毛布	620 枚		10 枚/箱
マスク	12,000 枚	240 箱	50 枚/箱
哺乳瓶	100 本		
生理用品	1,720 個		
簡易トイレ (袋)	1,000 袋		
トレットペーパー	36 箱		1 箱 200m×12 ロール入
アルコール消毒液	204 本		
ノンアルコール消毒液	72 本		
ブルーシート	30 枚		
A型バリケード	30 個		
カラーコーン	30 個		
ノーバンク折りたたみリヤカー	4 台		
二つ折り担架	3 台		
50m ロープ	13 本		
土のう袋	5,000 枚		
吊下式投光器	1 台		
テント	1 台		
避難所用簡易テント	244 台		
段ボールベッド	18 個		
防護服	3,000 着		

3 大規模災害時指定受入れ避難所備蓄品 (防災備蓄倉庫及び空き教室等)

◆食料品・生活必需品・資機材

令和4年9月30日現在

	交多賀城小学	多賀城東小学校	山王小学校	天真小学校	城南小学校	多賀城八幡小学校	交多賀城中学	第二中学校	東豊中学校	高崎中学校	総合体育館	文化センター	市営桜木住宅	市営新田住宅	市営鶴ヶ谷住宅	市営宮内住宅	計
クラッカー (1箱70食)	23 1,610	20 1,400	23 1,610	14 980	19 1,330	20 1,400	21 1,470	23 1,610	21 1,470	21 1,470	20 1,400	20 1,400		6 420	3 210	16 1,120	340 23,800
アルファ米 (1箱50食)	22 1,100	23 1,150	27 1,350	23 1,150	23 1,150	23 1,150	24 1,200	23 1,150	23 1,150	23 1,150	23 1,150	237 1,150	7 350	3 150	4 200		294 14,700
乾パン (1箱60食)	12 720	12 720	15 900	12 720	11 660	12 720	12 720	11 660	12 720	12 720	12 720	10 600		1 60	5 300	8 480	157 9,420
備蓄パン (1箱24食)	19 456	27 648	31 744	27 648	26 624	27 648	25 600	27 648	27 648	23 552	22 528	17 408	45 1,080	9 216	6 144	8 192	366 8,784
備蓄ゼリー(エナジ) (1箱80食)	1 80	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160	2 160					23 1,840
備蓄ゼリー(バラ) (1箱80食)	3 300	4 400	4 400	3 300	4 400	4 400	4 400	3 300	4 400	3 300	3 300	3 300					42 4,200
保存水 (500ml×24本)	119 2,856	128 3,072	117 2,808	103 2,472	127 3,048	111 2,664	153 3,672	111 2,664	127 3,048	123 2,952	124 2,976	114 2,736	35 840	26 624	48 1,152	20 480	1,586 38,064
マスク(枚)	4,650	4,650	4,650	4,650	4,650	4,500	4,500	4,500	2,650	4,650	4,500	4,650					48,700
子供用マスク(枚)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000					12,000
紙コップ (個)	2,000			2,000					2,000		2,000	2,000					10,000
レスキューシート(枚)	600	300	300	600	300	300	300		1,200	300	600	600	2,100			600	8,100
毛布(枚)	345	205	235	335	135	135	135	335	335	165	135	165	70			20	2,750
簡易トイレ (組立式便座)	92	26	26	92	26	26	20	92	92	26	20	10	42				590
簡易トイレ (袋)	3,220	2,560	3,060	3,220	2,560	2,560	3,000	3,720	3,720	2,560	2,500	2,400				400	35,480
ウェットタオル(個)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					288
エアーマット(個)	900	900	720	900	900	900	900	900	900	900	900	900					10,620
トイレットペーパー (1箱200m×12ロール入)	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576	48 576					576 6,912
割り箸(本)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000					12,000
アルコール消毒液(本)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					120
ノンアルコール消毒液(本)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					12
A型バリケード(個)	15	13	13	15	15	15		15	15	15	15	15					161
カラーコーン(個)	15	15	15	15	15	15	14	15	15	15	15	15					179

	交 多 賀 城 小 学	多 賀 城 東 小 学 校	山 王 小 学 校	天 真 小 学 校	城 南 小 学 校	多 賀 城 八 幡 小 学 校	交 多 賀 城 中 学	第 二 中 学 校	東 豊 中 学 校	高 崎 中 学 校	総 合 体 育 館	文 化 セ ン タ	宅 市 営 桜 木 住	宅 市 営 新 田 住	宅 市 営 鶴 ヶ 谷 住 宅	宅 市 営 宮 内 住	計
ポリバケツ (個)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					120
バケツ(個)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20					240
救急箱(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					24
救助工具箱 セット(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
ノーパンク 折りたたみ リヤカー (台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
二つ折り担 架(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
メガホン (個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					24
発電機(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
延長コード (巻)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
携行缶(缶)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
避難所運営 マニュアル (セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
誘導棒(本)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					35
駐車場看板 (個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
50mロープ (本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
ブルーシー ト(枚)	45			45				45	45								180
吊下式投光 器(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
避難所用簡 易テント (台)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40					480
非接触型体 温計(個)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					36
使い捨て手 袋(枚)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100					2,300
防護服(着)		250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250					2,750
ポリタンク (個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12
スリッパ (足)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					1,200
ライト(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					24
什器一式 (セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					12

防災用資機材備付基準

令和4年12月31日現在

区 分	第1分団 (高橋)	第1分団 (新田)	第2分団 (南宮)	第3分団 (市川)	第4分団 (東田中)	第5分団 (八幡)	第6分団 (大代)	第7分団 (笠神)	第8分団 (伝上山)	合 計
積載ホース	9	18	17	30	15	31	16	10	10	156
予備ホース	6	18	11	10	16	25	24	11	14	135
ヘルメット	6	28	22	38	31	33	19	16	19	212
合羽		24	26	25	14	26	22	5	26	168
ハンマー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
斧		1	1	1	1	1	1	1		7
スコップ	6	6	7	6	4	5	4	5	7	50
唐鋏	1	1	2	2	1	1	2	1	1	12
鎌	1	1	1	1	1		1	1	4	11
とび	5	12	6	8	10	11	10	14	10	86
ツルハシ	1	1	1	1	1	2	2	1	2	12
のこぎり	1	1	1	1	1		2	3	3	13
掛け矢	5	5	3	3	3	3	4	2	3	31
ビニールシート	5	10	11	10	11	14	15	11	11	98
ワイヤー	1	1	1	1	1	2	1	1	1	10
トラロープ	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10
土のう袋		200	400	300	400	400	430	260	250	2640
一輪車		1	1	1	1		1	1	1	7
丸杭		10		10	10	10	10			50
スタンドパイプ		1	1	1	1	1	2	1	1	9
救命ボート一式 (アルミ)		1	1	1	1	1	1	1	1	8
バリケード	5	5	5	5	5	5	5	5	6	46
ジェットシューター		4	4	4	4	4	4	4	4	32
無反動ノズル管 鎗		2	2	4	2	2	3	2	1	18
担架		1	1	1	1	1	1	1	1	8
発電機		1	1	1	1	3	1	2	1	11
土のう		20	50			6		60	50	186
救命胴衣		20	17	29	22	33	19	14	19	173
誘導灯		2	2	2	2	2	2	2	2	16
メガホン(大)		1	1	1	1	1		1	1	7
メガホン(小)		2	2	2	2	2	2	2	2	16
トランシーバー		3	3	3	3	3	3	3	3	24
ホース巻取機		1	1	1	1	1	1	1	1	8
ディスクストレ ナー		1	1	1	1	1	1	1	1	8
防火衣セット		21	18	27	21	33	17	14	18	169
投光機		1	1	1	1	1	1	1	1	8
携行缶		1	1	1	1	1	1	1	1	8
救命浮環		1	1	1	1	1	1	1	1	8
救助工具		1	1	1	1	1	1	1	1	8
折りたたみリアカ ー		1	1	1	1	1	1	1	1	8
合計	54	431	628	538	596	670	633	464	482	4496

一般社団法人宮城県L P ガス協会連絡先（近隣）

令和4年7月1日現在

本部	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目5番22号 宮城県管工事会館 5階 電話：022-262-0321～2 F A X：022-215-4158
----	--

協議会名	市 郡 別	所 在 市 町 村	協議会長会社	電話番号	F A X
くろしお L P ガス 協 議 会	黒川郡	大和町、大郷町、 大衡村	(有)斎藤商店	022-357-3328	022-357-4440
	富谷市	富谷市			
	塩竈市、宮城郡	塩竈市、松島町、 七ヶ浜町、利府町			
	多賀城市	多賀城市			

ごみ処理施設の整備状況（近隣）

事業主体名	規 模 t/日	施設の名 称	整 備 状 況			施設の所在地	T E L	備 考
			規 模 t/日	方 式	竣 工			
宮城東部 衛生処理 組 合	180	ご み 焼却施設	180	全 連	H 7. 2	〒981-0111 宮城郡利府町加瀬 字新船岡 5	022 368-6017	多賀城市、 七ヶ浜町、 利府町、 松島町
塩 竈 市	90	清掃工場	90	全 連	S51. 5	〒985-0006 塩釜市杉の入裏 39-47	022 365-3377	
黒川地域 行 政 事務組合	50	環境管理 センター	50	全 連	H30. 3	〒981-3625 大和町吉田字根古 北 50	022 342-2218	大和町、 大郷町、 大衡村
仙 台 市	1,800	今泉工場	600	全 連	S60. 12	〒984-0835 仙台市若林区今泉 字上新田 103	022 289-4671	
		葛岡工場	600	全 連	H 7. 8	〒981-3121 仙台市青葉区郷六 字葛岡 57-1	022 277-5399	
		松森工場	600	全 連	H17. 8	〒983-3111 仙台市泉区松森字 城前 135	022 277-5399	富谷市含む
亘理名取 共立衛生 処理組合	157	岩 沼 東 部 環 境 セ ン タ ー	157	全 連	H28. 3	〒989-2421 岩沼市下野郷字新 藤曾根 1-1	0223 23-1178	名取市、 岩沼市、 山元町、 亘理町

※全連：全連続燃焼式

一般廃棄物収集運搬業者一覧

業 者 名	住 所	TEL
(有)渋谷 清 掃	多賀城市笠神四丁目 5-38	022-767-7020
(株)藤 原 清 掃	多賀城市下馬四丁目 7-7	022-364-0827
(協)クリーン・センター宮城	多賀城市八幡三丁目 15-21	0120-245-060
(株)豊 島	多賀城市笠神一丁目 17-11	022-362-8966
(株)旭 興 産	多賀城市栄三丁目 3-9	0120-113-368

粗大ごみ処理施設の整備状況

事業主体名	規模 t/日	施設の 名称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模 t/日	方式	竣工			
宮城東部 衛生 処理組合	30	粗大ごみ 処理施設	30	併用	S57. 4	〒985-0111 利府町加瀬字新 船岡 5	022 364-6017	多賀城市、利 府町、七ヶ浜 町、松島町
黒川地域 行政 事務組合	20	環境管理 センター	20	併用	H 9. 3	〒981-3625 黒川郡大和町 吉田字根吉北 50	022 345-2218	大和町、大衡 村、大郷町
富谷市	16	清掃 センター	16	併用	H 7. 3	〒981-3325 富谷市石積字堀 田 11-1	022 358-4321	
仙台市	260	今泉 粗大ごみ 処理施設	120	併用	S61. 7	〒984-0835 仙台市若林区今 泉字上新田 103	022 289-4671	
		葛岡 粗大ごみ 処理施設	140	併用	H 7. 8	〒989-3121 仙台市青葉区郷 六字葛岡 57-1	022 277-5399	
亶理名取 共立衛生 処理組合	20. 1	岩沼東部 環境セン ター	7. 1	併用	H28. 3	〒989-2421 岩沼市下野郷字 新藤曾根 1-1	0223 23-1178	名取市、岩沼 市、亶理町、 山元町
		亶理 清掃 センター	13	併用	H 5. 9	〒989-2022 山元町高瀬字 杉田 2-1	0223 23-1178	名取市、岩沼 市、亶理町、 山元町

し尿処理施設の整備状況（近隣）

事業主体名	規模 kl/日	施設の名 称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模 kl/日	方式	竣工			
塩釜地区 消防事務 組合	95	塩釜地区 環境 センター	95	高負荷	H11. 3	〒985-0087 塩竈市伊母石 2-98	022 363-2777	多賀城市、 七ヶ浜町、 利府町、 松島町、 塩竈市
黒川地域 行政事務 組合	60	環境衛生 センター	60	標準脱 窒素	S56. 4	〒981-3411 黒川郡大和町鶴 巣大平字勝負沢 5-1	022 343-2149	大和町、 大郷町、 富谷市、 大衡村
仙 台 市	160	南 蒲 生 環 境 センター	160	嫌気性 消化処 理	H 2. 4 H13. 3	〒983-0002 仙台市宮城野区 南蒲生字八郎兵 エ谷地第二	022 259-1340	仙台市

「災害時要援護者支援制度の対象者」とする人

以下のいずれかにあてはまる人。

- 1 75歳以上の一人暮らしの人
- 2 介護保険の要介護3以上の認定者
- 3 身体障害者で障害程度等級表1級、2級の人
- 4 その他災害時に支援が必要な人（難病患者、日本語を理解していない外国人等）

なお、1から3の該当者については、登録への同意を確認する「同意方式」のほか、支援事業について広報誌やホームページにより周知し、4の対象者で登録を希望する者を募る「手上げ方式」により登録を行う。避難行動要支援者の登録、更新を行い、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、自治会長・町内会長等、民生委員・児童委員と要配慮者の要援護者情報を共有する。

多賀城市福祉避難所協定締結一覧

令和3年10月1日現在

宮城県内の法人が運営している施設

番号	法人名	番号	施設名	施設区分
1	アースサポート株式会社	(1)	アースサポート多賀城*	デイサービスセンター
2	株式会社アルテディア	(2)	グループホーム ゆうゆう多賀城*	グループホーム
		(3)	デイサービスセンター 健康クラブ多賀城*	デイサービスセンター
3	株式会社ウィンズ	(4)	ウィンズの森やまと倶楽部	デイサービスセンター
		(5)	ウィンズの森やまとグループホーム	グループホーム
		(6)	ウィンズの森石巻馬っこ山	グループホーム
		(7)	ウィンズの森角田	グループホーム
4	株式会社エウルフェアーフォレスト	(8)	グループホーム あやめの里*	グループホーム
5	社会福祉法人永楽会	(9)	特別養護老人ホーム 七峰荘	特別養護老人ホーム
		(10)	大衡村デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(11)	大和町高齢者グループホームすずらん	グループホーム
		(12)	大和町デイサービスセンターひだまりの丘	デイサービスセンター
		(13)	特別養護老人ホーム 郷和荘	特別養護老人ホーム
		(14)	大郷町デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(15)	支援施設あさいな	障害者支援施設
		(16)	いこいの家たんぼぼ	障害者支援施設
		(17)	特別養護老人ホーム 百才館	特別養護老人ホーム
		(18)	特別養護老人ホーム 第2百才館	特別養護老人ホーム
		(19)	福祉施設百才館デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(20)	グループホームなのはな	グループホーム
		(21)	特別養護老人ホーム杜の風	特別養護老人ホーム
		(22)	デイサービスセンター杜の風	デイサービスセンター
		(23)	グループホームそよかぜ	グループホーム
		(24)	ケアハウスみどりの風	軽費老人ホーム
		(25)	虹の風	障害者(児)支援施設
		(26)	特別養護老人ホームおながわ	特別養護老人ホーム
		(27)	デイサービスセンターおながわ	デイサービスセンター
(28)	グループホームのどか	グループホーム		
(29)	ケアホームおながわ浜	ケアホーム		
6	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	(30)	特別養護老人ホーム 敬風園	特別養護老人ホーム
7	医療法人菅野愛生会	(31)	介護養護保健施設 グリーンヒルズ	介護老人保健施設
8	医療法人杏林会	(32)	介護老人保健施設リハビリパークみやび*	介護老人保健施設
9	社会福祉法人功寿会	(33)	グループホーム 「桜の家」	グループホーム
		(34)	デイサービスセンターやすらぎの丘桜の家	デイサービスセンター
		(35)	鶴巣「桜の家」	グループホーム
		(36)	鶴巣デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(37)	グループホーム 「市川桜の家」*	グループホーム
10	社会医療法人康陽会	(38)	介護老人保健施設 コジーケア・ホー	介護老人保健施設

番号	法人名	番号	施設名	施設区分
			ム	
11	医療法人社団幸和会	(39)	介護老人保健施設 恵愛ホーム※	介護老人保健施設
12	有限会社サンヨー	(40)	グループホーム 貞山みよりの家※	グループホーム
13	特定非営利活動法人 さわおとの森	(41)	多機能サポートランドさわおとの森	障害者（児）支援施設
14	株式会社シマサ	(42)	小規模多機能型居宅介護施設 癒志の里※	小規模多機能型居宅介護
		(43)	高齢者向け賃貸住宅 癒志の里※	高齢者向け賃貸住宅
15	医療法人社団俊香会	(44)	介護老人保健施設 羽生の丘・オーベルジュ	介護老人保健施設
16	医療法人社団眞友会	(45)	介護老人保健施設 希望の杜	介護老人保健施設
17	医療法人社団清山会	(46)	介護老人保健施設 いずみの杜	介護老人保健施設
		(47)	介護老人保健施設 さくらの杜	介護老人保健施設
		(48)	デイサービス わかなの杜	デイサービスセンター
		(49)	みはるの杜診療所	デイケア
18	社団福祉法人善俊会	(50)	特別養護老人ホーム ウィング	特別養護老人ホーム
		(51)	デイサービスセンター ウィング	デイサービスセンター
19	社会福祉法人 千賀の浦 福祉会	(52)	特別養護老人ホーム 多賀城苑※	特別養護老人ホーム
		(53)	特別養護老人ホーム 清楽苑	特別養護老人ホーム
		(54)	特別養護老人ホーム 第二清楽苑	特別養護老人ホーム
		(55)	特別養護老人ホーム 松島長松苑	特別養護老人ホーム
		(56)	軽費老人ホーム松島ケアハウス	軽費老人ホーム
		(57)	鶴ヶ谷デイサービスセンター※	デイサービスセンター
		(58)	留ヶ谷デイサービスセンター※	デイサービスセンター
		(59)	高橋デイサービスセンター※	デイサービスセンター
		(60)	七ヶ浜町デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(61)	清水沢デイサービスセンター	デイサービスセンター
		(62)	青葉台デイサービスセンター	デイサービスセンター
20	社会福祉法人荻の里	(63)	住宅型有料老人ホームムーンヒルズ	住宅型有料老人ホーム
		(64)	地域密着型小規模特別養護老人ホーム ウイズ月見ヶ丘	地域密着型小規模特別養護 老人ホーム
		(65)	軽費老人ホームケアハウス月見ヶ丘	軽費老人ホーム
		(66)	デイサービスセンター月見ヶ丘	デイサービスセンター
		(67)	特別養護老人ホーム壺ノ町	特別養護老人ホーム
		(68)	デイサービスセンター壺ノ町	デイサービスセンター
21	社団福祉法人宮城厚生福 祉会	(69)	介護老人福祉施設十符・風の音	特別養護老人ホーム
		(70)	デイサービスセンター木の実	デイサービスセンター
		(71)	風の音サテライト史	特別養護老人ホーム
22	医療法人財団明理会	(72)	介護老人保健施設 利府仙台ロイヤル ケアセンター	介護老人保健施設
23	SOMPOケア株式会社	(73)	そんぼの家演題岩切	有料老人ホーム
24	有限会社ほたる	(74)	在宅支援なごみ※	デイサービスセンター
25	株式会社清風	(75)	せいふう多賀城駅前※	サービス付き高齢者向け住 宅
26	メディカル・ケア・サービ ス東北株式会社	(76)	愛の家グループホーム多賀城笠神※	グループホーム
27	株式会社PCL	(77)	ビーコムライフ桜木※	サービス付き高齢者向け 住宅
28	株式会社リツワ	(78)	デイハウスリツワ	住宅型有料老人ホーム

番号	法人名	番号	施設名	施設区分
		(79)	りつわフローラル	住宅型有料老人ホーム
		(80)	りつわフローラル2	住宅型有料老人ホーム
		(81)	小規模多機能ホームりつわ	小規模多機能型居宅介護
		(82)	小規模多機能型居宅介護つきだてホーム	小規模多機能型居宅介護
		(83)	つきだてホーム	サービス付き高齢者向け住宅
		(84)	有料老人ホーム高清水	住宅型有料老人ホーム
		(85)	小規模多機能高清水ホーム	サテライト型小規模多機能型居宅介護
		(86)	ホームみさと	住宅型有料老人ホーム
		(87)	小規模多機能ホームみさと	小規模多機能型居宅介護
		(88)	グループホームみさと	認知症対応型共同生活介護
		(89)	七ツの森	サービス付き高齢者向け住宅
		(90)	リツワしおがま	住宅型有料老人ホーム
		(91)	ケアビレッジ塩竈	サービス付き高齢者向け住宅
		(92)	リツワいずみ	住宅型有料老人ホーム
		(93)	リツワつるまき	住宅型有料老人ホーム
		(94)	ケアビレッジ多賀城※	サービス付き高齢者向け住宅
		(95)	ケアビレッジ一関	住宅型有料老人ホーム
		(96)	ケアビレッジ一関ケアサービスステーション看護小規模多機能型居宅介護支援事業所	看護小規模多機能型居宅介護
29	社会福祉法人大和福寿会	(97)	やまと塩竈	介護老人保健施設
		(98)	やすらぎの里	グループホーム
		(99)	しおり	老人短期入所施設
		(100)	みっちゃん	機能訓練特化型デイサービス

※は多賀城市内の施設

山形県内の法人が運営している施設

番号	法人名	番号	施設名	施設区分
30	社会福祉法人敬寿会	(101)	山形敬寿園	ケアハウス・デイサービスセンター・グループホーム
		(102)	鈴川敬寿園	小規模特別養護老人ホーム・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護事業所
		(103)	沼木敬寿園	小規模特別養護老人ホーム・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護事業所・グループホーム
		(104)	仙台敬寿園	特別養護老人ホーム・ショートステイ
31	特定非営利活動法人あじさい	(105)	つつじの家	サービス付き高齢者向け住宅
32	社会福祉法人山形県玉葉会	(106)	紅花ホーム	救護施設
33	社会福祉法人天童福祉厚生会	(107)	明幸園	特別養護老人ホーム
		(108)	清幸園	特別養護老人ホーム
34	医療法人社団悠愛会	(109)	さくらパレス	介護老人保健施設
		(110)	メルヘン	介護老人保健施設
		(111)	あこがれ	介護老人保健施設
35	社会福祉法人悠愛会	(112)	メルヘン	ケアハウス
		(113)	メルヘン	グループホーム
		(114)	あこがれ	特別養護老人ホーム
36	社会福祉法人羽陽の里	(115)	たかだま	地域密着型特別養護老人ホーム
37	社会福祉法人仁愛会	(116)	一関ロイヤルハウス	軽費老人ホーム
		(117)	一関ケアサポート	特別養護老人ホーム
		(118)	一関リハビリセンター	障害者支援施設
		(119)	一関ワークキャンパス	障害者支援施設

合計：37法人 119施設

情報処理表

年 月 日 : (災警本部 災対本部)

発信者 (だれから)	受信者 (だれへ)
本部長 副本部長 部長 班長 課長等 班員 (課等員) エリア長 ブロック長 現地班長 小班長 小班員 その他 ()	本部長 副本部長 部長 班長 課長等 班員 (課等員) エリア長 ブロック長 現地班長 小班長 小班員 その他 ()
name	name

情報内容	
	1 報 告 2 伺 い 3 報告と伺い 4 指 示
	5 了 解 6 指 示
本部長 確 認	7 了 解 8 指 示

市町村被害状況報告要領

(宮城県地域防災計画から転記)

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 報告方法

- (1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。
- (2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし、MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

3 留意点

- (1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

4 その他

- (1) 市町村行政機能の確保状況の把握について
市町村は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号に基づき、震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

別紙様式 1 (その 1)

市町村名 (

)

(避難情報の発令状況)

高齢者等避難		避難指示		緊急安全確保	
発令区域	対象世帯数(※) 対象人数(※)	発令区域	対象世帯数(※) 対象人数(※)	発令区域	対象世帯数(※) 対象人数(※)
発令日時 解除日時		発令日時 解除日時		発令日時 解除日時	

別紙様式 1 (その2)

市町村名 ()

(避難所開設状況)

避難所名称かな	住所	開設日時		避難世帯数	避難者数
		開設日時	閉鎖日時		

別紙様式

第 号

年 月 日

宮城県知事

殿

市（町村）長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

資料編

別紙様式3

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市（町村）長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

陸上自衛隊災害派遣可能装備品

(令和4年9月1日現在)

区 分		多賀城駐屯部隊 (第22即応機動連 隊等)	大和駐屯部隊 (第6偵察隊等)	船岡駐屯部隊 (第2施設団等)
主 要 な 派 遣 可 能 装 備 品	小型トラック	○	○	○
	中型トラック	○	○	○
	大型トラック	○	○	○
	レッカー			○
	大型ユニック	○		○
	大型ダンプ	○		○
	中・大型ブルドーザ	○(中型)		○
	シャベルドーザ	○		
	油圧ショベル			○
	バケットローダ	○		○
	救急車	○		○
	給水トレーラー	○	○	○
	ボート	○	○	○
	炊事車	○	○	○
	人命救助システム	○	○	○
	パネル橋MGB			○
	92式浮橋			○
	オートバイ	○	○	○
除染装置	○		○	
資材運搬車	○		○	
災害用ドローン	○	○	○	

避難者名簿

避難所

入所年月日		年 月 日		居住区	
ふりがな 世帯主氏名	性 別	男・女		家屋の 被害 状況	居住の可否（可・否）
	年 齢	歳			全壊・半壊・一部損壊
	避難確認				断水・停電・ガス停止・電話 不通
資格・特技	所属自治会				
住 所	車		車種	ナンバー	
	ペット		有（種類） 無		
電話番号	携帯番号				
緊急連絡先 ※必ず記入 してくだ さい	氏 名				
	住 所				
	電話番号				
家 族 構 成	氏 名	続 柄	性 別	資格・特技等	避難確認
避難者名簿の掲示・公開 ※1 同意する ・同意しない					
その他、特に申告する必要があること（負債、疾病の状況や特別な配慮が必要であるなど）					

退所状況					
退所年月日	年 月 日				
退 所 後 連 絡 先	住 所				
	電話番号			携帯番号	
	備 考				

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせに応じる場合があります。

※2 内容に変更がある場合は、速やかに総務班に申し出て、修正してください。

避難者掌握用紙
(家族構成員を記入してもらい、避難者のみ数字を○で囲む。)

氏名	生年月日	要援護者記事、勤務先(TEL)など	
1	明・大・昭・平・令 年 月 日		
2	明・大・昭・平・令 年 月 日		
3	明・大・昭・平・令 年 月 日		
4	明・大・昭・平・令 年 月 日		
5	明・大・昭・平・令 年 月 日		
6	明・大・昭・平・令 年 月 日		
7	明・大・昭・平・令 年 月 日		
8	明・大・昭・平・令 年 月 日		
世帯主名		自宅電話	— —
住所		緊急連絡先	— —
番号	記録(例えば、No.1の避難者が病院へ搬送されたなど後々のため、記録をとる欄である。)	日時	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	
		/, :	

時刻別避難者数総括用紙

荒+-は、「正」の字で記入

荒()は、乳幼児再掲

月 / 日	時							小 計		計
		男			女			男	女	
		+	-	計	+	-	計			
/ 10 16 22	10							()	()	()
	16							()	()	()
	22							()	()	()
/ 10 16 22	10							()	()	()
	16							()	()	()
	22							()	()	()
/ 10 16 22	10							()	()	()
	16							()	()	()
	22							()	()	()
/ 10 16 22	10							()	()	()
	16							()	()	()
	22							()	()	()

火葬場施設一覧

名 称	経 営 者	所 在 地	炉数	能力 ／日 (平常時)	T E L
塩釜地区りふ斎苑	塩釜市消防事務組合	利府町森郷字名古曾 87 - 20	7	14	353-7571
黒川浄斎場	黒川地域行政事務組合	大和町吉田字西風 105	3	5	345-5530
仙台市葛岡斎場	仙 台 市	仙台市青葉区郷六字葛岡 10	22	48	226-2141

災害対策基本法の規定による公用令書

別記様式第5（第7条関係）

従事第	号	公 用 令 書	
			住 所
			氏 名
			従事 協力
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおりを命ずる。			
処分権者 氏 名			印
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第6（第7条関係）

保管第	号	公 用 令 書	
			住 所
			氏 名
			第71条
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
			第78条第1項
			年 月 日
処分権者 氏 名			印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第7（第7条関係）

管理第	号	公 用 令 書							
		住 所							
		氏 名							
災害対策基本法		第71条	の規定に基づき、次のとおり				管理	を使用する。	
		第78条第1項					収用		
年	月	日							
処分権者 氏 名							印		
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第8（第7条関係）

変更第	号	公 用 変 更 令 書							
		住 所							
		氏 名							
災害対策基本法		第71条	の規定に基づく公用令書（				年	月	日
		第78条第1項							
第 号)に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。									
年	月	日							
処分権者 氏 名							印		
変更した処分の内容									

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料編

別記様式第9（第7条関係）

取消第	号	公 用 取 消 令 書	住 所
			氏 名
災害対策基本法	第 71 条	の規定に基づく公用令書（	年 月 日
	第 78 条第 1 項	第 号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によ	
		り、これを交付する。	
	年 月 日	処分権者 氏 名	印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

大規模地震対策特別措置法の規定による公用令書

別記様式第8（第7条関係）

協力第 号	公 用 令 書
	住所 [法人にあつては、主] [たる事務所の所在地]
	氏名 [法人にあつては、そ] [の名称]
大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。	
年 月 日	
処分権者氏名	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料編

別記様式第9（第7条関係）

保管第 号	公 用 令 書			
	住所	〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕		
	氏名	〔法人にあつては、そ の名称〕		
	第3項	大規模地震対策特別措置法第27条		
	第5項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命 ずる。		
年 月 日				
	処分権者 氏 名	印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。
別記様式第10（第7条関係）

使用収用第 号	公 用 令 書					
	住所	〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕				
	氏名	〔法人にあつては、そ の名称〕				
	第3項	大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり				
	第5項	土地 使用 家屋を する。 物資 収用				
年 月 日						
	処分権者 氏 名	印				
名称又は種類	範囲又は数量	所在場所	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第 11 (第 7 条関係)

変更第 号	公 用 変 更 令 書
	住所 [法人にあつては、主 たる事務所の所在地]
	氏名 [法人にあつては、そ の名称]
	第 3 項
	大規模地震対策特別措置法第 27 条 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 5 項
協 力 保 管 第 号)	に係る処分を次のとおり変更したので、大規模地震対策特別措置 使用収用
	法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交付する。
年 月 日	処分権者 氏 名 印
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

取消第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 [法人にあつては、主 たる事務所の所在地]
	氏名 [法人にあつては、そ の名称]
	第 3 項
	大規模地震対策特別措置法第 27 条 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 5 項
協 力 保 管 第 号)	に係る処分を次のとおり取り消したので、大規模地震対策特別措置 使用収用
	法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交付する。
年 月 日	処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

災害援護資金の貸付け

災害援護資金	対象 災額	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸 付 限 度 額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失・流失	150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円 特別の事情がある場合は()内の額
貸 付 金 条 件	所 得 制 限	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額
		1 人	220万円未満
		2 人	430万円未満
		3 人	620万円未満
		4 人	730万円未満
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円未満とする。		
	利 率	年1.5% (据置期間は無利子)	
	据 置 期 間	3年 (特別の事情がある場合は5年)	
	償 還 期 限	10年 (据置期間を含む)	
償 還 方 法	年賦又は半年賦又は月賦		

生活福祉資金貸付限度額

令和4年10月現在

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
総合支援資金	生活支援費	・再就職や生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3月(最長12月)以内	最終貸付日から 6月以内	10年以内 ※据置期間経過後。以下同様。	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
		・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
		・生活再建のため、より低額な家賃の住宅への転居費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費	460万円以内	貸付けの日(分割による交付の場合は最終貸付日)から6月以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可	
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以上 580万円以内				20年以内
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内				8年以内
		・福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内				7年以内
		・障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円以内				8年以内
		・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内				10年以内
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年未満 170万円以内 1年以上1年6月以内 230万円以内				5年以内
		・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年未満 170万円 1年以上1年6月以内 230万円				5年以内
		・災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内				7年以内
		・冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内				3年以内
		・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内				3年以内
		・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内				3年以内
		・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内				3年以内

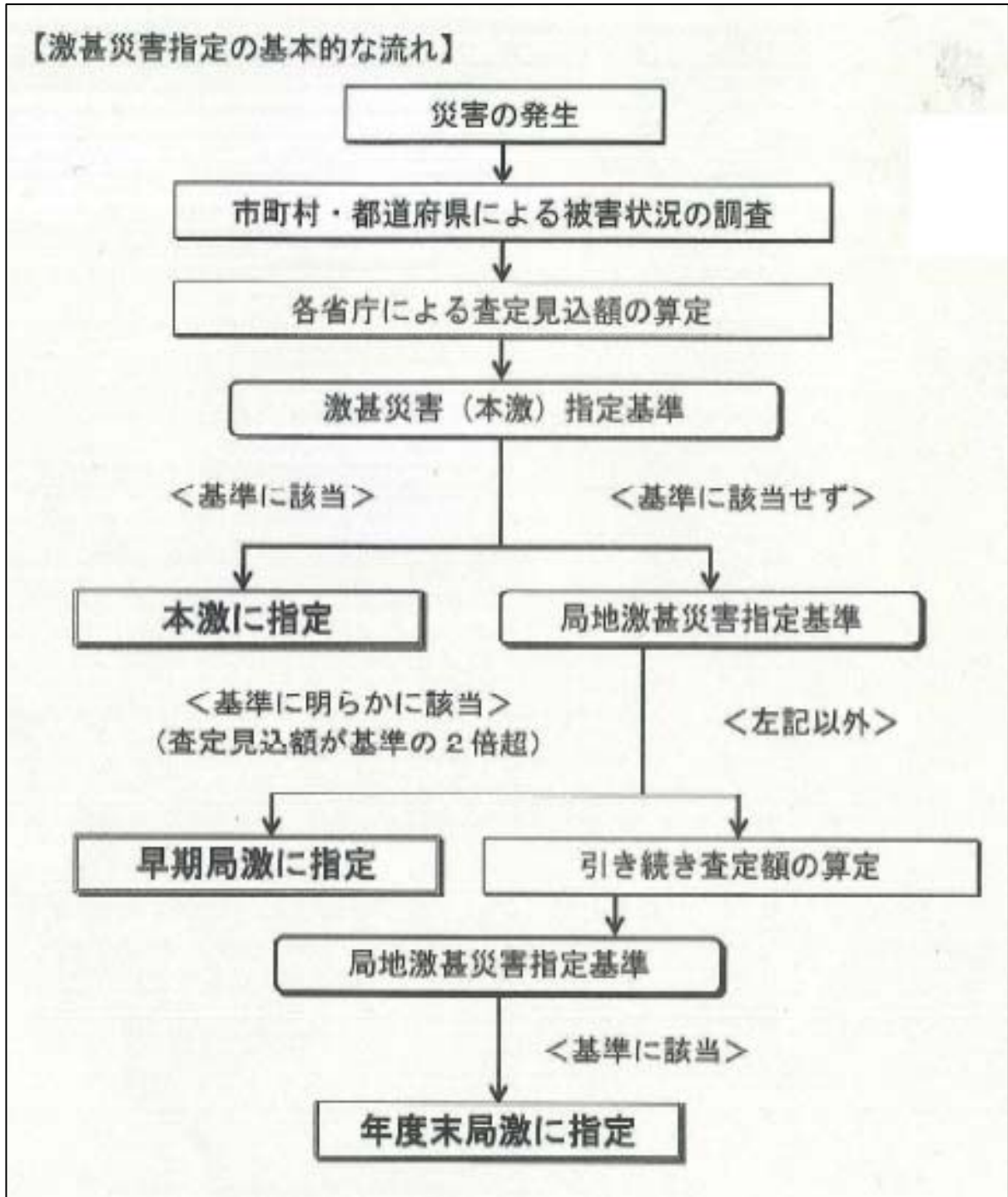
資料編

		<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格等で、訓練期間が1年以上の資格を取得期間中の生計を維持するために必要な経費 	技能を習得する期間が 1年程度 220万円以内 2年以内 400万円以内 3年程度 580万円以内	養成課程修了時から6月以内	8年以内		原則必要 ※ただし保証人でも貸付可。また、借がなま 連帯受入必要あり。
	緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 	10万円以内	貸付けの日から2月以内	12月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 	〈高校〉月3.5万円以内 〈高専〉月6万円以内 〈短大〉月6万円以内 〈大学〉月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	不要 ※連帯借受人(世帯の生計中心者)が必要
	就学支援費	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し一時的に必要な経費 	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人が死亡するまでの期間 	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年利3%、又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から1名選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・保護の実施機関が最低生活費等として定めた額 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人が死亡するまでの期間 				不要

最低生活費の体系



激甚災害指定の流れ



激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法適用条項と適用措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
第2章（第3条）（第4条第3項）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入× 25%</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入× 5%</p>
第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額× 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額× 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額× 4%</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円</p>
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
激甚法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者× 3%</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その災害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×0.15%</p>

激甚災害法適用条項と適用措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額(木材生産部門)×60%</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額(木材生産部門)×1%</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等</p>	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用がある場合における全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>第22条 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失住宅戸数≥4,000戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失住宅戸数≥2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失住宅戸数≥200戸又は住宅戸数の10%以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失住宅戸数≥1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失住宅戸数≥400戸又は住宅戸数の20%以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置が講ぜられることがある。</p>

第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、第5条の措置が適用される災害
第7条 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮する。
第9条 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条 水防資材費の補助の特例	
第25条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準
第2章（第3条）（第4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) × 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	第5条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% に該当する場合（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）、水産業共同利用施設に係るものに限り適用する。 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門） × 1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） × 25%
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

多賀城市罹災証明等取扱要領

(令和4年12月28日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する地震、風水害その他これに類する災害(以下「災害」という。)が発生した場合における当該災害に係る証明書(以下「証明書」という。)の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住家 市内に存在する現に居住のために使用している建築物(社会通念上の住家であるかどうかについては問わない。)をいう。

(2) 非住家 市内に存在する住家以外の建築物をいう。

(3) 動産 民法(明治29年法律第89号)第86条第2項に規定する不動産以外のものをいう。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 罹災証明書 住家又は非住家(以下「住家等」という。)に係る法第90条の2第1項に規定する災害による被害の程度を証明する書面

(2) 罹災届出証明書 災害により住家等以外の動産に係る被害が生じた旨の届出があったことを証明する書面

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする被災者(以下「申請者」という。)は、罹災(届出)証明申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者の提出は、代理させることができる。この場合、委任状を提出させるものとする。ただし、代理人が住家等の関係者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等以内の親族又は住家等の勤務者である場合はこの限りでない。

3 申請者(代理人を含む。)は、第1項の申請書を提出するときは、本人確認書類の提示その他市長が適当と認める方法により、本人であることを示さなければならない。

(被害の調査)

第5条 市長は、申請書を受付したときは、住家等について、実地調査を行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、実地調査を省略することができる。

(被害の程度の認定基準)

第6条 被害の程度の認定基準については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当))に定める基準によるものとする。

(罹災証明書の交付)

第7条 市長は、第5条の実地調査により、被害の事実が確認された場合には罹災証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。ただし、非住家の被害については罹災証明書(非住家用)(様式第3号)を、住家(アパート、戸建貸家など)の所有者に対しては罹災証明書(所有者用)(様式第4号)を交付するものとする。

(罹災届出証明書の交付)

第8条 市長は、第4条に規定する申請書が住家等以外の動産の場合は、当該申請書の写しに必要事項を記載し、これを罹災届出証明書として、申請者へ交付するものとする。

(手数料)

第9条 第5条の規定による罹災証明書及び前条の規定による罹災届出証明書に係る手数料は、多賀城市手数料条例(平成12年多賀城市条例10号)第5条第1項第4号の規定により免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に生じた災害に対する罹災証明等の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号

罹災証明番号	
--------	--

罹災（届出）証明申請書

多賀城市長 殿

年 月 日

住所 _____

申請者 氏名 _____

(世帯主) 電話番号 _____

住所 _____

代理人 氏名 _____

電話番号 _____

※同一世帯以外の方は、委任状が必要になります。

下記のとおり、罹災したことを届け出ますので、証明書の交付を申請します。

1 罹災場所	多賀城市		
2 罹災原因		3 罹災年月日	

罹災届出内容(罹災状況)

4 建物の被害		
<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 : 所有者名 (_____))		
<input type="checkbox"/> 非住家 (<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 (_____))		
(所有者: _____)		
【建物の罹災状況】 ※具体的な被害状況を記載してください。		
5 動産の被害		
<input type="checkbox"/> 車両		
車種:	車種:	車種:
ナンバー: _____	ナンバー: _____	ナンバー: _____
<input type="checkbox"/> 家財、事業用資産等の破損 (具体的に、被害のあった品名を記入)		
<input type="checkbox"/> 建物等付属物の破損		
7 証明書必要通数		
(1) 罹災証明書 _____ 通		
(2) 罹災届出証明書 _____ 通		

罹災届出証明書

届出証明番号	
--------	--

上記のとおり、災害により被害を生じた旨の届出があったことを証明します。
この証明書は、被害の程度を証明するものではありません。

年 月 日

多賀城市長

様式第2号

証明番号 第 号

罹災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
罹災原因						
被災住家の所在地(住所)	多賀城市					
被害の程度						
備考						

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

多賀城市長

- ※ 世帯員氏名等は、表示を省略することができる。
 ※ 備考欄及び欄外に、適宜、水害等の浸水区分など、表示を変更し、必要な文言を追加して記載することができる。

様式第3号

証明番号 第 号

罹災証明書(非住家用)

罹災住所 (所在地)	
罹災者氏名 (会社名)	

罹災原因	
------	--

罹 災 建 物	所 在 地	多賀城市
	住 居 番 号	多賀城市
	建 物 用 途	〇〇〇用建物
被害の程度		
備 考		この証明は、非住家の証明である。

※被害の程度は、住家の被害判定に準じて判定したものである。

※この証明書は、民事上の権利義務者関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

多賀城市長

※ 備考欄及び欄外に、適宜、水害等の浸水区分など、表示を変更し、必要な文言を追加して記載することができる。

様式第4号

証明番号 第 号

罹災証明書(所有者用)

所有者住所	
所有者氏名	

罹災原因	
------	--

罹 災 建 物	所在地	多賀城市
	住居番号	多賀城市
	建物用途	〇〇用建物
被害の程度		
備考		この証明は、被災建物の所有者への証明である。

※被害の程度は、住家の被害判定に準じて判定したものである。
 ※この証明書は、民事上の権利義務者関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

多賀城市長

※ 備考欄及び欄外に、適宜、水害等の浸水区分など、表示を変更し、必要な文言を追加して記載することができる。